

# メロヴィング時代<sup>1</sup>の宮宰 *Placita* にみる裁判のかたち

岩 野 英 夫

- 一 はじめに
- 二 試訳と解説
  - (一) 地名
  - (二) ことわり
  - (三) 地図 I——宮宰 *Placita* 関係地名
  - (四) 地図 II——散逸 *Placita* 関係地名
  - (五) 地図 III——アウストラシア、ネウストリア、ブルグントなど
- (一) 宮宰 (*maior domus*: *Hausmeier*, *major domo*)  
そして *Arnulfinger* / *Pippiniden* / *Karolinger*
- (二) 残存数
- (三) 五 前作「メロヴィング時代の国王 *Placita* にみる裁

(四) 試訳と解説

(五) 散逸 *Placita* の概要

三 国王 *Placita* との違い

(一) 書式の違い

(二) 決定的な違い

四 裁判のかたちと流れ

(一) 裁判のかたち

(二) 裁判の流れ

(三) 裁判の流れと *Placita* の文面

(四) その他

五 前作「メロヴィング時代の国王 *Placita* にみる裁

判のかたち」補足

(一) 「Platzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」のこ

六 Placita の用語法について  
七 Gerichtsurkunde をどう訳すか

と

八 おわりに

(二) 宮宰は実際に出廷していたのか

## 一 はじめに

私は、これまで、メロヴィング時代の<sup>Placita</sup>を材料にした論文を二編公表した。「メロヴィング時代の国王<sup>Placita</sup>について」同志社法学三四六号(二〇一一年)〔以下、「<sup>Placita</sup>について」と略記〕、「メロヴィング時代の国王<sup>Placita</sup>にみる裁判のかたち」同志社法学三五三三号(二〇一二年)〔以下、「国王<sup>Placita</sup>にみる裁判」と略記〕である。

<sup>Placita</sup>は、<sup>Placitum</sup>の複数形である。本稿は、<sup>Placita</sup>の意味を次のように理解している(拙稿「<sup>Placita</sup>について」三四二頁参照)。

広義では、判決を含んでいるウワクンデ。狭義では「国王裁判ウワクンデ」で、「訴訟の全経過を書き記す方式での、国王裁判所の判決〔書〕」(Eugen Haberkern / Joseph Friedrich Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker*, 2. Bd., Francke Verlag, München 1964, S. 482)、「国王裁判所における裁判が終了した後に判決を書面にしたものである」一種のウワクンデが<sup>placium</sup>と呼ばれ「<sup>Placitum</sup>」(R. C. Van Caenegem, *Kurze Quellenkunde des Westeuropäischen Mittelalters*, 1962, S. 56)。

したがって、二編の論文で対象にしたのは狭義の *Placita* である。それに対して、本稿における対象は広義の *Placita* の一つで、宮宰を裁判長とする裁判に関係した *Placita* である。例えば、Die Urkunden der Arnulfinger, hrsg. von Ingrid Heidrich, 2001 は、宮宰裁判所の「判決〔書〕」を *Placita* と呼んでいる (S. 39ff.)。Andrea Stiefdorf, Zum “Verschwinden” der herrscherlichen *Placita* am Beginn des 9. Jahrhunderts, in : Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, Bd.53, 2007, S. 1-26-a’ 「メロヴィング時代およびカロリング時代の *Placita* 一覽表」 (“*Tabelle 1: Placita der merovingischen Könige, der karolingischen Hausmeier und Herrscher*”) の中に、国王の「判決〔書〕」と並んで宮宰のそれも入れている (S. 23)。  
本稿の目的は、「国王 *Placita*」との違いに留意しながら、「宮宰 *Placita*」の特徴やその見ることができるといわれる裁判の私たちを明らかにするところにある。

本稿では、先の文献に加え、次の文献も略記で引用する。

- ① *Clavis Mediaevalis: Clavis Mediaevalis*, hrsg. von Otto Meyer, Wiesbaden 1966.
- ② *Heidrich-Titulatur: Titulatur und Urkunden der arnulfingischen Hausmeier*, in : Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, Bd.11 / 12, 1965 / 66.
- ③ *Heidrich-Urkunden: Die Urkunden der Arnulfinger*, hrsg. von Ingrid Heidrich, Bielefeld 2001. 本文を注で Heidrich とだけ書いているものも本文献の注にある。
- ④ *Hilfswörterbuch für Historiker: Eugen Haberkern / Joseph Friedrich Wallach, Hilfswörterbuch für Historiker*, 1, 2. Bd., München 1964.
- ⑤ *Hübner: Rudolf Hübner, Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit, Neudruck der Ausgabe Weimar 1891 – 93*,

Aalen 1971.

- ⑨ Kölzer 1, Kölzer 2: Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica (Die Urkunden der Merowinger), Erster Teil, Zweiter Teil, Nach Vorarbeiten von Carlrichard Brühl, hrsg. von Theodor Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Stüldorf, Hannover 2001 [Erster Teil ʘ Kölzer 1-ʘ Zweiter Teil ʘ Kölzer 2-ʘ略記]。

⑦ Lexikon: dtv Lexikon des Mittelalters, Bd. I–IX, München 2003.

⑧ Niermeyer: J. F. Niermeyer & C. Van de Kieft, Mediae Latinitatis Lexicon Minus, Leiden, Nederlande 2002.

⑥ Pertz: Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica, hrsg. von K. A. F. Pertz, Hannover 1872.

⑩ 『西洋史辞典』…京大西洋史辞典編纂会編『新編 西洋史辞典』(東京創元社、昭和五八年)。

⑪ シッタイス: シッタイス・リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』(創文社、一九七一年)。本文や注の「」とそこに書かれている記述・説明などは、断りのない限り、私の手によるものである。また、ママというルビを付けているが、その意味は原文のママ(ママ)ということである。

本稿は、かつて取得した科学研究費平成一四年度―平成一六年度へ一四五二〇〇一五〃による研究成果の一部である。

## 二 試訳と解説

(一) 地名

(1) ことわり

本稿末に、地図Ⅰ～Ⅲを掲載している。地図Ⅰには、写本やオリジナルで伝承されている宮宰 *Pracita* の試訳や解説に出てくる地名を番号にして載せている。具体的には開廷地、*Pracita* 作成地、*Pracita* 作成地、係争対象所在地などである。ただし、*Pracita* の中に出てくる地名で、現在のそれと同定できないものは載せていない。

地図Ⅱには、その存在があれこれの史料等の伝える情報でしか確認できない宮宰 *Pracita* に出てくる地名を番号にして載せている。地名に付けた番号は、地図Ⅰのそれと差別化するために四〇番台にした。また、技術的に地図Ⅰに入れることができなかった *Taryu* には番号50を付けて載せている。

地図Ⅲは、カール大帝（在位七六八～八一四年）の時代のものであり、本稿が対象にしている時代には重ならないのであるが、地図ⅠとⅡに収めることができない地名、地域名などが記されているので借用し、掲載した。

このように、地図Ⅲは本稿が対象にしている時代には重ならない。また、地図ⅠとⅡについても、地名の位置はだいたいこの辺りではないか、という程度の大雑把なものではない。位置確認に際して、思わぬ誤解をしているかもしれない。それにもかかわらず、これらの地図を作成あるいは借用したのは、地理的イメージを少しでも読み手に伝えたい、という思いからである。

(2) 地図Ⅰ——宮宰 *Placia* 関係地名

1. Amiens, 2. Attinaco villa [Attigny], 3. Compiègne, 4. Duna villa [Duren], 5. Gozin-sours-Beaurain, 6. Hainaut, 7. Letheman [Lienieux], 8. Mahmundario [Malmédy], 9. Mariglo [Marolles], 10. Marolio [Marcel-Marty], 11. Metz, 12. Pondôme, 13. Sedan, 14. Sept-Meules, 15. Soissons, 16. Solemum [Solesmes], 17. Stabulans [Stavelot], 18. Teuven, 19. Vernum [Vaires-sur-Marne], 20. Vertino [Vertain?], 21. Uuassoniaco [Wassigny].

以上の地域のうち現在のベルギーに所在しているのは、以下の七地域である。5、6、7、8、12、17、18。ドイツに所在しているのは4。残りはフランスに所在している。本文や注で地名を出すとき、それがフランスに所在している場合にはそのことを特に断ることはしない。

(3) 地図Ⅱ——散逸 *Placia* 関係地名

40. Cadolacio [Chaalis], 41. Kôh, 42. Marseille, 43. Sens, 44. Trier, 50. Terry. 以上のうち、41と44は現在のドイツに所在している。残りは、フランスに所在している。後者については、本文や注で地名を出すとき、フランスに所在していることを特に断ることはしない。

(4) 地図Ⅲ——アウストラシア、ネウストリア、ブルグントなど

この地図の出典は、『ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』四〇五頁(東京大学出版会、二〇〇〇年)である。

(二) 宮宰 (maior domus: Hausmeier, majordome) として Arnulfinger / Pippiniden / Karolinger

以下は、宮宰についてのミッタイスの説明である。「宮宰は、もともと宮内行政の長にすぎなかったのであるが、メーロヴィンガ朝時代後期になると「帝国」統治の首長になった。この時代になると、帝国の各部分に、それぞれ一つの宮宰職が生まれている。この官職は最初まず罷免不可能なものとなり、アウストラージエンではカローリング家の宮宰時代に世襲化するまでになってしまった。六八七年以後は、フランク帝国全体について一つの統一的な宮宰職が成立している。このようにして、帝国統治権はアウストラージエンの太公職と不可分に結合されることになったのである。メーロヴィンガ朝の下で瓦解した帝国は、かくして、カローリング家出身の宮宰によって再び統一された」(一〇九頁)。「帝国の各部分」とは特にアウストラシア [Austrasia = アウストラージエン (Austrasien) = Austrien]、ネウストリア [Neustria = ネウスストリエン (Neustrien)]、ブルグント [Burgund] のことである〔地図Ⅲ〕。

引用文中の「六八七年」とは、(中) Pippin (中ピピン) (Pippin der Mittlere)。図1参照) がネウストリアの宮宰としてブルグントで抵抗を受けながらもしかしそのブルグントを含む全王国の宮宰の地位を獲得していく画期となった年(1)のことである。Tertiary (1) テルトリリーは、パリから東北東へ二六〇 kmほどの所にある。

(中) Pippin がアウストラシアの宮宰の地位に就いたのは六四〇／六五〇年頃で、七一年まで在位している(Lexikon, Bd. VI, S. 2167)

(中) Pippin の祖父の一人は Metz [地図Ⅰ-11] の司教 Arnulf (1) アルヌルフ、もう一人の祖父は Pippin (大ピピン) (Pippin der Ältere)。c. 639／640年の間宮宰として在位) である。

(中) Pippin の子供の一人が Karl Martell (1) カールマルテルである。以下は、『西洋史辞典』の説明である。

「カール・マルテル (Karl Martell) 六八八頃～七四一」フランク王国の宮宰(七一四～七四一)。ピピン(中)の子。父の十分に果しえなかったザクセン [Sachsen]、アラマン [Alamannen]、バイエルン [Bayern] 諸族の討伐を続行。七三二年にはトゥール [Tours]・ポワチエ [Poitiers] 間の戦いによって、イスラム教徒のヨーロッパ侵入を阻止し、翌七三三年以降ブルグント [Burgund]、プロヴァンス [Provence]、セプチマニア [Septimanie] に遠征して、イスラム教徒と結んで反抗した一部の南仏地方権力を一掃。七三七年以後はメロヴィング王位空位のまま全王国に号令、カロリング家の実権を確立して、その子ピピン(小)の正式に王位にのぼる素地をつくる。〔以下略〕(一八三―一八四頁。地図Ⅲ。アラマンはアレマニアを、ポワチエはポワティエを、セプチマニアはセプティマニアを参照)。

以下は、(小) Pippin (小)ピピン : Pippin der Jüngere. 宮宰として七四一～七五一年) についての『西洋史辞典』の説明である。

「フランク国王(七五一―七六八)。カロリング王家初代の王。七四一年父カール・マルテルの死後ネウストリアの宮宰となり、七四三年には七三七年以来空位の王座にヒルデリヒ三世をつけ、七四七年兄カールマンが修道僧になるとアウストラシアの宮宰を兼ね、全フランク王国の実力者となり、前代以来の教会領没収をめぐる紛争を解決して、教会の十分の一税徴収権を広範に承認。七五一年ローマ教皇ザカリアスの黙認を得て王を廃位、ソワソン [Soissons]・地図Ⅰ―15」の諸侯会議によって正式に王に推戴され、ゲルマン古式の楯に乗る儀式のほかに、教会側の塗油の儀式をもあわせて行って即位。七五四年つぎの教皇ステファヌス二世がランゴバルト国王に圧迫されて救援を求め、七五四年および七五六年の再度にわたってイタリアに遠征。ラヴェンナ総督領およびアドリア海沿岸のペントポ



リス地方を教皇に寄進、寄進状を聖ペテロの墓に捧げ、世俗国家としての教皇領を国際社会における公認された存在とする」(六二〇—六二二頁)。

これまでの引用文中で使われている「カローリング家」「カローリング家」、ドイツ語でいう Karolinger [カローリング家の人、カローリング家の人たちとも訳せる]は、<sup>カールマルテル</sup> Karl Martell の名に由来するものである<sup>(2)</sup>と云う (Lexikon, Bd. V, S. 1008)。

そして、Karolinger と呼ばれるようになる以前の、<sup>カールマルテル</sup> Karl Martell までの人たち、すなわち Karolinger の祖先たちは、<sup>カローリング</sup> Karolinger と呼ばれるようになる以前の、<sup>カールマルテル</sup> Karl Martell までの人たち、すなわち Karolinger の祖先たちは、<sup>アルヌフウィンガー</sup> Arnulfinger / Pippinden と呼ばれている。Karolinger につながる人たちを確認できるぎりぎりのところまで遡ったところにいるのが、<sup>アルヌルフ</sup> 司教 Arnulf とそして (大) <sup>ピピン</sup> Pippin だからである (Lexikon, Bd. V, S. 1008)。

### (三) 残存数

Heidrich によれば、<sup>アルヌフウィンガー</sup> Arnulfinger / Pippinden (「<sup>ピピン</sup>」)では、<sup>カールマン</sup> Karhmann やフランク国王になる以前の (小) <sup>ピピン</sup> Pippin も含まれる<sup>(3)</sup>のウワクンデは三四通伝承されている。そのうち一一通は偽ウワクンデであったり、ひどく改ざんされたりしている (S. 121—146, Nr. 25—35)。ウワクンデ以外には一通の手紙が伝承されている (S. 118, Nr. 24)。

散逸してしまったが他の記録からその存在が確認できるウワクンデ (Depertita. 以下、散逸ウワクンデ) は五六通である (Heidrich, S. 147—169, Nr. 36—91)。

以上計九一通の文書には、個人的な寄進などに係る私文書も含まれている。

<sup>アルヌフウィンガー</sup> Arnulfinger 以外の貴族たちに関係した文書と比較した場合の違いは、<sup>アルヌフウィンガー</sup> Arnulfinger に係る文書の数の多さと分布の広

ちび(小)のことからも、Arnulfingerが実質的に国王といえる地位にあったことを読み取ることができ、という(Heidrich, S. 9)。

オリジナルで伝承されているのは、(小) Pippinに係る二通のウフクンデだけのことである(Heidrich, S. 13, Nr. 22, 23)。二通とも、聖Denisキョーリ聖堂に交付されたものである。

ウフクンデのほとんどは財産贈与に関係している。贈与財産が私有のものか国庫のものかを区別することはほとんど不可能である、と云う(Heidrich, S. 22)。

財産贈与関係ウフクンデに次いで多うのはPlactiaフラキタで、散逸ウフクンデ〔以下、散逸Plactia, Nr. 59, 60, 66, 69〕を含め九通のPlactiumフラキトゥムが確認されている。(中) Pippinの息子Grimoald II.に係るPlactiumが二通(Nr. 59, 60) / Karl Martellに係るそれは二通(Nr. 10, 66, 69) / Karlmannカールマンに係るそれは一通(Nr. 16) / (小) Pippinに係るそれは三通(Nr. 18, 21, 22)である。いずれも、宮宰の職責に基づいて作成、交付されたものである。(Heidrich, S. 23)。

以下、特にHeidrich-UrkundenとHeidrich-Titulaturを参考にして、関係ウフクンデの邦訳と解説を試みたい。試訳する各Plactiumフラキトゥムの番号〔左〕は、Heidrich-Urkundenのそれである。その番号のあとの「」はHübnerの目録番号、そのあとの( )内は当該PlactiumフラキトゥムがKopie(写し)なのかOriginal(オリジナル)なのかの別、当該Plactiumフラキトゥムの交付年月日、わかるものについては作成地をHeidrich-Urkundenに従って示している。

#### (四) 試訳と解説

(一) Nr. 10 [58] (Kopie, 720 Dezember, Glamau villa)

要旨：尊き人である宮宰Karl (Martell) は、ある裁判において、TofinoとSilvestriの二か所のvillaヴィラにつき、それらの

villa は自分〔＝原告代理人 Wolfrannus〕の妻 Richilde〔＝原告〕の先祖 Rotgisus がかつて Stavelot / Malmédy 修道院からベネフィキウム〔＝貸与地〕として与えられたものである、という、妻 Richilde〔＝原告〕を代理しつつの Wolfrannus〔＝原告代理人〕の主張を退け、それらの villa は我われの財産であるとの Stavelot / Malmédy 修道院の主張を認めた。司教〔であり同修道院の大修道院長である〕 Rabangarius〔＝被告〕は、多くの証人たちや Pippin (中ピピン?) が確認した〔同修道院の〕大修道院長 Bobolenus の時代のプレカリアウワクンデ (carta precaria) に於いて Rotgisus〔＝原告の先祖〕は彼一代限りといふこととこれらの villa に対する用益権を有していたことの証明ができた。

Glantau villa (Glans südlich von Stavelot ca.) 七二〇年一二月

## 試訳

尊き人である宮宰 Karl が、多くの人びとと共に、Glantau villa に、あらゆる訴えを聞きよして公正に審理をする)とにより〔その訴えに〕決定を下すべく (ad universorum causas audiendas vel recta iudicia terminanda) いる時、次に Wolfrannus なる者〔＝原告代理人〕が、自分の妻 Richilde〔＝原告〕のために (in causa coniugis sue Richilde) 其の妻〔＝原告〕の証人 (adprobator) たちである Tancradus、Fastradus と一緒に来て Stabulaus〔Stavelot〕と Malmundario (Malmédy) にある聖 Petrus 修道院の、使徒の後継者 Rabangarius 司教〔＝被告〕や〔被告〕の証人 (testator) たちを訴えた際、彼〔＝原告〕等の先祖の故 Rotgisus が保有していた Tohno と呼ばれているある villa と Silvestri villa を Rabangarius 司教〔＝被告〕等は彼〔＝被告〕等の下に留め置つてゐる (contradidit) 否むしろ (vel plus) 略奪した (sibi retinuerit) と宮宰に申し立てた (repetebat)。しかし、同 Rabangarius 司教〔＝被告〕は多くの人びとの手を経て来た (per plures personas)〔そのついで〕〔中々〕Pippin の手で確認されたプレカリア

アウワクンデ (carta precaria) を「すなわち」Tohno として Silvestri villa と名づけられてゐる先の二箇所の villa を、それによつて、同 Rotgigus 「＝原告の先祖」が Stabulaus と Malmundario [Stavelot / Malmedy] の聖 Petrus の同修道院に対する寄進 (beneficium: Seelgabe an eine Kirche; pious gift to a church) の代償として Rabangarius 司教 [＝被告] の前任者 Bobolenus 大修道院長からそしてまた同修道院の僧侶 (monachus) たちから獲得した (tenere) 彼のプレカリア ウワクンデを、[また]そこ [＝プレカリア ウワクンデ] に、Rotgigus 「＝原告の先祖」はその二箇所の villa を Rotgigus 「＝原告の先祖」が生きてゐる間契約上の取り決めに従い (ordine) 用益権に基づいて所有すべきものとし、また将来に亘り (exinde) 所持することゝ損害を生ぜしめてはならず、また Rotgigus 「＝原告の先祖」が死亡した場合には、改良されることゝ産み出された諸々の物、すなわち Rotgigus 「＝原告の先祖」が同 villa につき何であれ付け加えあるいは増やすことができた物と共に、Rotgigus 「＝原告の先祖」の死亡の日から、同修道院のために、僧侶たちや修道院の指導者たちは、Rotgigus 「＝原告の先祖」の相続人たちや誰であれそうしようと欲する者たちからの反対なしに、証人たちの面前で誓約が行われ引き渡される (testata traditione) ことにより、彼らの所有・就中グルントヘル (領主) としての所有の下に受け取る (in eorum recipient potestatem ac dominationem) と書き込まれてゐる、そのプレカリア ウワクンデを読むために直ちに差し出した。さてそこでそのあと (sic) の訴え (causa) は規則に従い (pro ordine) 余や「余と共に居る多くの」先の人びとによつて入念に調べられ、「そして」同 Wolfrannus 「＝原告代理人」は、Rotgigus 「＝原告の先祖」の相続人たちの誰であれこのプレカリア ウワクンデに対して申し立てるべき事・あるいは異議を唱へるべき事があるか否か、と質問された (interrogatum fuit) が、しかし、Wolfrannus 「＝原告代理人」たちはこのプレカリア ウワクンデに対して直ぐに申し立てをし、あるいは異議を唱へることが全くできなかったばかりか、同プレカリア ウワクンデが真正であることを完全に認め、また、同 villa を何にせよ適法に所有す

ることができるといかなる根拠も述べることができなかつた。そのあと、余は、偉大な人びとや余の誠実の士たちと共に、——誠実の士たちとは Garbertus, Ingisus, Racanarius, Martinus, Amalbertus, Ahezus として余の勤務者 (junior) Bobelenus としてその他多くの人びとであるが——、同 Wolfmannus (「原告代理人」) や Rotgisus (「原告の先祖」) の相続人たすなわち Tancredus、Fastradus は同プレカリアウワクンデに対して異議を唱えたり、申し立てをする) とができる根拠を何も述べる事ができなかつたし・同 villa をそれが故に所有することができると認めたが故に、先の Rabangarius 同 (「被告」) や Stabulus (Stavelot) と Mahmundario (Malmédy) における聖 Petrus 修道院の側あるいは修道院の指導者たちは先に名前の挙げられた Tofino および Silvestri villa を、何ひとつ欠けることなく (omni integritate)、「同 Rotgisus (「原告の先祖」) が同 villa に売却したり (dehahere: verkaufen) 買い入れた (comparare) 物全てと共に、同プレカリアウワクンデ以前に「戻り」Wolfmannus (「原告代理人」) の妻 Richide (「原告」) あるが Rotgisus (「原告の先祖」) の相続人たちの Tancredus、Fastradus や、さらにはまた、これ以外の者たちに対抗して、いつまでも (omni tempore)、「引渡されて所有するものとし、そして、この者らの間でこの件につき訴訟は「こののち」放棄されるように」との判決を下したことは明らかである。

国王 Chülperich の治世五年、十二月六日に作成したものが授与された。

## 解説

【形式など】宮宰 Karl (Martell) が関与した、現在のベルギーにある Stavelot (地図 I—17) / Malmédy (地図 I—8) 地域に係るウワクンデは、この Nr. 10 のほかに二通 (Nr. 15, 16) ある。それらウワクンデに関係して伝えられている情

報は、この Nr. 10 のそれが一番少ないようである。その理由はおそらく *Silvestri villa* は別にして、この Nr. 10 に出てくる場所があとの時代の、修道院の諸ウワクンデの中に登場しないことや、またこの *villa* が修道院の全所領の中で大きな意味を有していないことに関係しているとのことである (Heidrich, S. 78)。

Niermeyer は、試訳中に傍線を引いた「彼〔＝被告〕らの所有・就中領主的所有の下に受け取る (in eorum recipient potestatem ac dominationem)」のなかの *potestas* と *Besitz*, *possession* の訳語を、*dominatio* と *grundherrlicher Besitz*, *seigniorial possession* の訳語を当てている。直訳に過ぎぬとの思いはあるが、領主的所有という訳語を用いた。

丹下栄によると、「スタヴロ・マルメデイ修道院は七世紀の半ば、聖レマルクによって創建された。スタヴロ、マルメデイをそれぞれ根拠とした二つの修道士団を一人の修道院長が統括する」修道院である (丹下栄「中世初期アルデンヌ高原領主制の一面・スタヴロ、マルメデイ修道院土地取引文書解読のために」下関市立大学論集三〇巻二号二二六頁、昭和六一年)。丹下栄の労作『中世初期の所領経済と市場』(創文社、二〇〇二年)はスタヴロ／マルメデイ修道院について詳細な情報を提供している。

「プレカリア ウワクンデ」のプレカリア (*precaria*) には三つの種類がある (以下、ミッタイス九〇頁)。所有地を贈与した贈与者が、その贈与地を受贈者から改めて借地・小作地として借り戻すタイプ (*precaria oblati*)、寄進―借り戻しタイプではあるが、贈与者が贈与地よりも広い土地、または贈与地とは別の土地を受贈者から借り戻すタイプ (*precaria remuneratoria*)、寄贈―受贈関係無しで、土地所有者がその所有地を直接的に貸与するタイプ (*precaria data*)。地代の授受がある場合と無い場合とがある。

【脚註】<sup>1</sup> *Karl Martell*。  
カールマルテル

【国】 Chilperich II. キルペリヒ二世 Lexikon des Mittelalters, Bd. II, 2003, S. 1826. ダロスルト三世 Dagobert III. の後継者として四一〜四五歳で七十六年〔七十五年という説もある〕に王位に就いている〔七二一年まで在位〕。メロヴィング王国における「名ばかりの国王」の一人である。

Chilperich II. の子 コンヤヒー四 Compiègne [地図 1—c] である。Compiègne は、パリから北東へ七〇 km ほどの所にある。

【開拓地】 Glanau villa. ハルキン Halkin, Joseph et Roland, Recueil des chartes de l' abbaye de Stavelot-Malmédy, Bd. 1, 2, 1909, 1930. Glanau を Glanlaco の誤りと推定している。Müller-Kehlen, Helga, Die Ardennen im Frühmittelalter, 1973 は「そこ」を、現在はその地名が残っていない スタヴェロ Stavelot [地図 1—17] の南の Glains だと考えている。Stavelot は現在のベルギーに所在して、地図上の直線距離で〔以下同じ〕パリから東北東へ二九〇 km ほどの所にある。

【作成地】 Glanau villa. トフィノ

【係争対象所在地】 Tofino, Silvestri villa. Tofino, Silvestri とは現在の何処であるかの同定はわからない。Silvestri villa は セヴェスコ Sevescourt だとする。一五世紀の欄外の注がある ヘイドリヒ Heidrich, S. 204 は Silvestri や Sevescourt / Fescourt ではないかと推測している。現在のベルギーにある Pondrôme [地図 1—12] だとする見解もある。ポンドローム Pondrôme は、現在のベルギーに所在して、パリから東北東寄りへ二四〇 km ほどの所にある。

Maurits Gysseling, Toponymisch Woordenboek van België, Nederland, Luxemburg, Noord-Frankrijk en West-Duitsland (voor 1226) , Bd. 2, 1960. Tofino や Teuven [地図 1—8] だと考えている。前掲 Halkin, Joseph et Roland は、間違いかもこれなら ゴズィン・ソール・ベアウラング Gozin-sours-Beauraing [Beauraing の Gozin : 地図 1—5] ではないかと推測している。地名に関する以上の説明は Heidrich, S. 78—79 によるとである。Teuven は現在のベルギー

ーに所在していて、パリから東北東寄りへ三二〇kmほどの所にある。Gozin<sup>ゴザン</sup>は、現在のベルギーに所在していて、パリから東北東寄りへ二四〇kmほどの所にある。

(c) Nr. 16 [61] (Kopie, 747 August 15 [Mariä Himmelfahrt], Duna villa)

要旨：(尊<sup>キョウ</sup>) 宮宰 *Karlmann*・すなわち故 *Karl (Martell)* の息子は、*Stavelot / Malmédy* 修道院の大修道院長 *Anglinus* と彼 [= *Karlmann*] 自身との間の、彼 [= *Karlmann*] の祖父・すなわち *Pippin (中ピピン (Pippin der Mittlere))* がウワクンデにより同修道院に寄進した *Lienoux villa* をめぐる争いを、偉大な紳士たちと一緒に調停した。*Pippin (中ピピン)* のウワクンデは提出され、真正であると認められる。同修道院は判決によって所有地を取り戻す。判決人は四人の司教、一人の大修道院長、宮中伯 *Hugbert* である。

*Duna villa (Düren)*<sup>ドナヴィラ</sup> 七四七年八月一五日 (マリア被昇天 (の祝日))

## 試説

宮宰である尊<sup>キョウ</sup> (*Illuster Karlmann* [= 被告])。故 *Karl (Martell)* の息子にして主が統治の職を委ねし者。公正 (*iusticia*) が合致しない判決 (*sententia*) がいずれか一方の当事者に有利に与えられることが無いように、審理を通して (*examinatione*) あらゆる訴訟を人念に調べねばならない。それ故に、余 [= 被告] が、神の御名において偉大な紳士 (*optimas*) たちや司教 (*pontifex*) たちとして尊<sup>キョウ</sup> 人 (*illuster vir*) たちと共に、*Duna villa (Düren)*<sup>ドナヴィラ</sup> に、あらゆる訴え (*causae*) を聞きよとして公正に審理をする) により (*iusta iudicia*) [その訴えを] 調べるべくいる時、その、*Anglinus* 大修道院長 [= 原告]・すなわち *Stavelot / Malmédy*<sup>スタヴロ マルメディ</sup> 修道院の指導者 (*rector*) が来て、支配者 (*domnus* [=



宮宰)にして余の祖父の故 Pippin は彼 (= Pippin) の死後寄進ウワクンデ (testamentum) によつて Lethernau [Lierneux] と呼ばれてゐるある villa を Brastis Feronio Unalia 及び Aldanias 及びその名前のあれこれの帰属物やあれこれの付属物と共に (una cum appenditiis et adiacentis) 聖 Petrus と聖 Paulus の Stavelot / Malmedy にある聖所 (casa) に贈与しあるは譲与した (condonasset vel delegasset) のだが、しかし余 (= 被告 Karlmann) が同 villa を不法に不当に略奪した (post nos malo ordine retineam et iniuste) 余 (= 被告 Karlmann) に申し立てを (asserbat nobis dicens) しての申し立てのために、当該死後寄進ウワクンデを手元に所持している、と断言した。Angilinus 大修道院長 (= 原告) は余 (= 被告 Karlmann) に「そのウワクンデを」読むために差し出つ (ad relegendum tradisset) 余 (= 被告 Karlmann) はそれが真正なものであることを知つた (invenimus eum veracem)。而して、余 (= 被告 Karlmann) は、当然にも、脆き人事によくよく思ひをめぐらせ (cum iusticia considerantes casum humane fragilitatis) 余 (= 被告 Karlmann) の靈魂の救済と余 (= 被告 Karlmann) の王国の安泰のために (pro salute anime nostre vel stabilitate regni nostri) 同 Lethernau [Lierneux] villa をそのあれこれの帰属物やあれこれの付属物と共に余 (= 被告 Karlmann) の wadium を用いて同 Angilinus 大修道院長 (= 原告) に返還をし、そして、棒 (festuca) を用ひて (in omnibus) 引渡したことは明らかである。そのあと (Proinde) 余は (= 被告 Karlmann) 本件訴訟がかよつに行われそして遂行されたことを認め (hanc causam sic actam vel perpetratam cognovimus) かつまた当該死後寄進ウワクンデが真正なものであることを知つたが故に、余 (= 被告 Karlmann) の誠実の士 (fideiis) たち、——それは司教たちの Fernaldus, Hildebaldus, Hrodericus, Christianus として大修道院長の Ermenerus と余 (= 被告 Karlmann) の宮中伯の Hugbertus であるはその他の多くの人びとであるが——と共に判決を下したことは明らかである (visi fuimus iudicasse) 余 (= 被告 Karlmann) は、

主あるじ (*domnus*) である同 *Angilinus* 大修道院長 (＝原告) やその後継者たちあるいはかの修道院の指導者 (*rector*) たちは同 *Lethernau* [*Liernoux*] *villa* をそのあれこれの帰属物やあれこれの付属物と共に全き「権利」・完全な権利を以て (*cum omni integritate iure*) 同修道院のために所有することを命じる。然るにもし余 (＝被告) の相続人たちや後位相続人 (*proheres*) たゞの誰であれ、余 (＝被告 *Karlmann*) のこの贈与ウワクンデ (*donatio: Schenkungsurkunde, deed purporting a bestowal*) に反して行動しようとする者が出てくるならば、余 (＝被告 *Karlmann*) はその者に判決を下すことを余 (＝被告 *Karlmann*) の後継者である統治者たちに委ねる (*successorum nostrorum regibus eum iudicandum relinquimus*)。国王 *Childerich* の治世の五年目、八月十五日に作成したものが授与された。

宮宰 *Karlmann* の署名。

私 *Childradus* が署名した。

## 解説

【形式など】試訳の中で、最初にアンダーラインを引いた *regni* (主格は *regnum*) と二番目にアンダーラインを引いた *regibus* [複数の主格 *reges*] はそれぞれ「王国」、「国王たち」と訳すことができるし、この訳語を用いるのが普通である。しかし、当該 *Placitum* は七四七年に作成されていて、この時の国王は *Childerich III.* である。そのために、第二のアンダーライン上の *regibus* を「〔余の後継者である〕国王たち」と訳すことにはかなりの違和感があり、「統治者」と訳すことにした。最初のアンダーライン上の *regni* についても「王国」を避け、「支配」と訳すことを考えたが、違和感の程度が低かったので、ここは、「余の王国」と訳しておいた。しかし、国王ではない宮宰が自分や自分の後継者に関係づけて *regnum* あるいは *reges* という用語を使わせていることは、王国の実質的な支配者が誰であることを示して

いて興味深い。

【宮辞】<sup>カールマン</sup> Karlmann : メロヴィング朝フランク王国の宮宰。以下は、Lexikon, Bd. V による説明のあらましである。

<sup>カールマン</sup> Karlmann は七十四年以前、七〇六年か七〇八年の生まれで、七五四年に死亡。父親は<sup>カールマルテール</sup> Karl Martell。<sup>カールマン</sup> Karlmann とその弟<sup>ピピン三世</sup> Pippin III. (小ピピン : <sup>ピピン</sup> Pippin der Jüngere) は父親の死 (七四一年) 後、異母兄弟<sup>グリフ</sup> Grifo を排除して、七四二年王国を分割し、<sup>カールマン</sup> Karlmann は<sup>オーストリア</sup> Austria, <sup>テューリンゲン</sup> Thüringen, <sup>アレンニエン</sup> Alamannen の支配権を獲得する。

<sup>カールマン</sup> Karlmann は、七四二―七四六年、時には(小) <sup>ピピン</sup> Pippin と一緒に、<sup>アクイタニア</sup> Aquitanien や <sup>バイエルン</sup> Bayern, <sup>アレンニエン</sup> Alamannen において勢力を持つライバル「太公」たちと戦い、また支配領域の境界をめぐる<sup>サクセン</sup> Sachsen との戦いを指揮した。これらの戦いはフランク王国 (Regnum Francorum) の周辺地域に対するカロリング家の不安定な支配の安定化をもたらした。

(この周辺地域に、支配の正当性の強固な基盤をつくらうとして、七四三年初め、メロヴィング家の Childerich III. が王位に就けられる [七三七年に<sup>テウデリヒ</sup> Theuderich IV. が死亡したあと、王座は空位であった]。七四七年の夏の終わりか秋に、<sup>カールマン</sup> Karlmann は、宗教上の、もしくは政治上の理由から息子<sup>ドロゴ</sup> Drogo に支配権を移譲した。しかしその<sup>ドロゴ</sup> Drogo は(小)<sup>ピピン</sup> Pippin によつてまたたく間に排除されてしまふ。

支配権を手放したあとまず、<sup>カールマン</sup> Karlmann はローマに行き、そこで<sup>ザカリヤス</sup> Zacharias によつて聖職者に叙任される。それから、<sup>モンテカッシン</sup> Monte Cassino (Monte Soratte : ローマから北へ四二 km ほどの所) に<sup>シルヴェスター</sup> Silvester 修道院を建立する。七五〇年頃、<sup>Montecassino</sup> [ローマから南東へ二二〇 km] に戻り、修道僧の誓願を行う。

七五一年に国王の座についた弟の(小) <sup>ピピン</sup> Pippin が<sup>ステファン二世</sup> Stephan II. と決めたイタリア政策に反対するために、七五四年にフランク王国に帰るが、幽閉され、恐らくは重い病気のせいで、義姉妹の保護を受けるなかで死亡する (S. 995)。

【国史】<sup>ヒルデリヒ三世</sup> Childerich III. [在位七四三―七五一年]。

【人名】Heidrich は、試訳中の「余〔＝被告〕の誠実の士 (Fidelis) たち、——それは司教たちの Fenaldus、Hildebaldus、Hrodgericus、Christianus……」に出ている Christianus を Amiens〔地図 I—1〕の司教だと推測している。Amiens は、パリから北へ二二〇 km ほどの所にある。

【開廷地】Duna villa〔Düren〕：地図 I—4。Düren は現在のドイツに所在していて、パリから東北東寄りへ三五〇 km ほどの所にある。

【作成地】Duna villa。<sup>デュレン</sup>

【係争対象所在地】Leihernau〔Liernaux〕：〔地図 I—7〕。Liernaux は、現在のベルギーに所在していて、パリから東北東寄りへ二九〇 km ほどの所にある。

(c) Nr. 18 [62] (Kopie, 748 Februar 11, Vernum in palatio publico)

要旨：尊者人である宮宰 (小) Pippin 子 Vernum〔Vaires-sur-Marne〕の館におこつて、一方当事者を Christiana〔＝原告〕として他方当事者を St. Denis の advocatus〔＝防護職〕の Hrodgarus〔＝被告〕、同じく大修道院長 Arnalbertus〔＝被告〕とする両者の紛争に判決を下した。係争対象は付属物を含む Marollo villa である。Hrodgarus〔＝被告〕は Witgandus による St. Denis に対する同所の寄進に係るウワクンデを出して見せ、そしてそのウワクンデは真正であると認められる。(小) Pippin は、彼の誠実の士たちである Hagino、Theudebert、Remedius、Garhardus、Fulcarius、Bovilo、Walcherio、Rauchingo といふ宮中伯 Ermenaldus と共に修道院〔＝被告側 St. Denis〕勝訴の判決を下した。

Vernum〔Vaires-sur-Marne〕の国王の館 七四八年二月一日

## 試訳

尊ヒビヒンの一人である宮宰 Pippin が、Vernum (Vaires-sur-Marne) の国王の館やかたに (in palatio publico) ありける訴えを聞き  
そして公正に審理をすることにより「その訴えに」決定を下すべく (ad universorum causas audiendas et iusto iudicio  
terminandas) いる時、その前に Christiana 「＝原告」という名前のある女が来て、St. Denis の advocatus である  
Hrodgarius 「＝被告」という名前のある者と大修道院長 Amalbertus 「＝被告」を訴え (interpellabat) St. Denis の聖  
所 (casa) 「＝被告側」あるいは大修道院長 Amalbertus 「＝被告」は Marolio と呼ばれてゐる所にもある Christiana 「＝  
原告」の財産 (res suas) へすなわち住居 (casa) や屋敷地 (mansus) へあつちのブドウ畑 (vineae) へ「トムキゴト  
たち (mancipia) を不法に (malo ordine) 所有した」という理由で返還請求をした。しかしながら同 Hrodgarius 「＝  
被告」は直ちに出行し (in praesenti adstabat) して、それを以て、Witgandius が彼 (＝Witgandius) の財産を所  
有引渡しにより (manu potestativa: durch Besitzübertragung; by livery of seisin) 同 St. Denis の聖所 (casa) 「＝被告側」  
に譲与した、そのウフクンデ (instrumenta) を所持してゐると答へた。：その故に、同 Hrodgarius 「＝被告」は同  
ウフクンデ (instrumentum) を読むために余の前に直ぐに差し出した、そして余は同ウフクンデ (instrumenta) が真  
正なものであることを確認した (nos ipsa instrumenta invenimus veracia)。そこでその同 Christiana 「＝原告」  
は同ウフクンデ (instrumentum) を真正なものとして認めた (recredidisse) ことは明らかである、そして、それに続  
き、同 Christiana 「＝原告」は同財産から立ち退いた (de ipsis rebus se dixit exitam) かくして同 Christiana 「＝原告」  
は聖 Denis の聖所 (casa) 「＝被告側」に対しての「財産の」件々 (exinde) 再度の訴訟 (recausatio) を起してつ  
はならない義務を負つた。そのあと、余は、余の誠実の士たちや——それは Hagino, Theudebert, Remedius,  
Garehardus、Fulcarus、Bovio、Walcherio、Rauchingo といつて余の宮中伯 Ermenaldus であるが——、あるはその

他の多くの者たちと共に、先と同Christiana〔＝原告〕は同ウワクンデを真正なものと認めた (recredisse) 〕とは明らかであり・また余は同ウワクンデを真正なものであると確認した (nos ipsa invenimus veracia) し・そして同Christiana〔＝原告〕は之を〔＝係争対象財産〕から立ち退いた (se exinde dixit exitam) が故に判決を下したことは明らかである、したがって、余は、本件訴訟はかよに行われあるいは為し終えられたが故に、同Hrodgarus〔＝被告〕は、彼〔＝被告Hrodgarus〕の〔差し出した〕、調べられた死後寄進ウワクンデ (testamentum) に基き、Marolioにある先に名前の挙げられたマンヌ (mansus) を、すなわち屋敷地 (mansus) 、住まご (casa) 、あちごちのブドウ畑 (vineae) 、あちごちの土地 (terrae) 、マンキピアたち (mancipia) をChristiana〔＝原告〕に對抗してSt. Denisのためにこののちいつまでも所有し、その所有権を防御する (habeat evindicatum atque elidigatum) こと・そしてこのうち本財産を原因とする予期せぬ訴訟が両当事者の間で起きぬよう (et sit in postmodum inter eos ex hac re sopita causatio) 、余は命ずる。

国王 Childerich <sup>ヒルデリヒ</sup> の治世の五年目、二月十一日に授与された。

Willecharius が命じられて確認した。

## 解説

【形式など】 試訳中にあるウワクンデには、単数形の instrumentum と複数形の instrumenta の二つが同時に使用されている。試訳では、どちらの場合もウワクンデと単数形で訳し、( ) を付けて原語を入れておいた。

試訳中の傍線やアンダーラインは、私がつけた。二番目の傍線中の「余の宮中伯」の「余」は「国王Placitaにみる裁判」では当然ながら国王であったが、ここでは宮宰である。名ばかりとは言え国王がいるのに、「国王の宮中伯」と

いう言い方がされていない。その点を強調するために傍線を引いた。

最初のアンダーラインは、その部分の訳語「立ち退いた」を、「国王 Placia にみる裁判」〔五七頁・Nr. 153〕では「放棄する」と訳していることを断るためである。「放棄する」ではなく「明け渡す」という訳語があるいは適切であったかとも思う。ここで「放棄」とか「立ち退き」という行為は、法制史の専門用語で言う Auffassung のことである (Hübner, S. 10)。以下は、<sup>アウフアッファシヤング</sup>Auffassung についての世良晃志郎の説明である (ミッタイス、二二六頁)。

「Auffassung なる語は元来は不動産譲渡に際して譲渡人がおこなうゲヴェーレ放棄行為を指称する語であるが、普通にはその不動産の現場以外の場所でおこなわれる象徴的不動産譲渡行為 (symbolische Auffassung) の意味に用いられる。この象徴的な譲渡行為も特定の方式にしたがって——定まり文句を唱え、指を曲げたり、festuca と呼ばれる小さな棒を相手方に投げ与えたりして——おこなわれなくてはならなかった。のちには Auffassung は原則として裁判所においておこなわれなくてはならなくなっている (gerichtliche Auffassung)」。

引用文中のゲヴェーレは、物に対する実際の支配という程度の意味で理解をしておきたい。

【高辛】 <sup>ピッピハ</sup>Pippin.

【国王】 <sup>ヒルザリヤ三世</sup>Childerich III.

【開廷地】 <sup>ヴェール シュルマルヌ</sup>Vernum [Vaires-sur-Marne : 地図 I—19]。<sup>ヴェール シュルマルヌ</sup>Vaires-sur-Marne は、パリから東北東寄りへ二二 km ほどの所にある。

【作成地】 <sup>ヴェール シュルマルヌ</sup>Vernum [Vaires-sur-Marne]。

【**係争対象所在地**】Marolio. Hübner は「Marolio を Mareil に同定している (S. 10)」。Mareil のつく地名は複数あるが、Kölzer 1, 2 を調べると、Kölzer 1, Nr. 154 に Marolio が出てくる (S. 386)。Kölzer 2 は、その Marolio を Mareil-Marty (地図—10) に同定している (S. 762)。Mareil-Marty は、パリから西北西へ一二四ほどの所にある。

(4) Nr. 21 [63] (Kopie, 750 August 17, Attiniaco villa in palatio nostro)

要旨：尊き人である宮宰 (小) Pippin は、Atiniaco [Atigny] の宮廷で、名前不詳の偉大な紳士たちの判決とそれだけが真正なものであると認められた、Fulradus [「原告」] の提出した、国王 Childobert III. と国王 Chlothar (III. の) のそれぞれのウフクンデや国王 Dagobert (III.) の裁判ウフクンデに基づいて、Hormungus [「被告」] によって提出された、尊き人である Rodbertus の私的な寄進ウフクンデおよびそのウフクンデに対する国王 Chlothar (III. あるいは IV.) の確認ウフクンデを排除して、Marigilo [Marolles] の大修道院長 Hormungus [「被告」] 敗訴、聖 Denis の大修道院長 Fulrad [「原告」] 勝訴の判決を下した。(小) Pippin は Fulrad [「原告」] に係争物を、すなわち国庫財産である Solemium [Solesmes] の地とある Crux [Croix] と呼ばれている聖 Martins 礼拝堂と wadium と festuca (棒) を用いて引き渡した。

Attiniaco [Atigny] villa の宮廷 七五〇年八月一七日

## 試訳

尊き人である宮宰 (小) Pippin. 主が王国統治を委ねている者は、すべての訴訟 (cunctorum) につき審理をして、陳述や反論を通して当事者間でやり取りがなされ、そのことによって大いに理解を深め事件の難問を遠ざけることが行



われ、そしてそこでは公正が極めて明るく輝き、その状況のもと合意の歩みが始まり・かくして良き判決が与えられるよう、注意深く調べをしなければならぬ」(Cui Dominus regendi curam committit, cunctorum iurgia examinatione diligenti rimari oportet, ut iuxta propositionis vel responsionis alloquia inter alterutrum salubris donetur sententia, quo fiat ut et nodos causarum vivaci mentis acumine coerceat, et ubi praeuocet iustitia, illic gressum deliberationis imponat)。すなわち (Igitur) ‘余が、神の御名において、偉き者たちや使徒の後継者 (apostolicus) たちであり父たちである司教たちあるいは尊き人である大公 (dux) たちとしてまた伯たちと共に Atinacio [Atigny] villa の余の宮廷に、あらゆる訴え (causae) を聞きよとして公正に審理をする」ことにより (recto iudicio) その訴えに決定を下す (terminare) べくいる時、そこに、余の守護者である偉大な御方 Denis の私財であり、その気高く偉大な御方 Denis がそこに遺骸で安らい給う修道院の・そしてまた大修道院長 Fulradus 「『原告』が多くの修道士の一同と共にキリストの賞讃を歌うために (ad laudes Christi canendas) 自己を捧げていることが知られている修道院のその大修道院長の高貴なる人 Fulradus 「『原告』が来て：そして、Mariglio [Marolles] 修道院の大修道院長である高貴なる人 Hormungus 「『被告』を訴え、聖 Martinus を讃えるために建立され Hainoavio 地域圏 (pagus : Hainaut) に建てられている、故 Childbert 国王と故 Chlothar 国王がそれぞれその手で有効ならしめたそれぞれの国王ウワクンデ (per suas praeceptiones eorum manibus roboratas) によつて聖 Denis の聖所 (casa) に寄進した・そしてその後同聖 Denis 修道院の高貴なる人 Chillardus 大修道院長 「『原告 Fulradus よりも前の大修道院長』が故 Dagobert 国王の面前で判決ウワクンデ (iudicium evindecatum) を受け取り・そして殉教者聖 Denis のその聖所 (casa) の所有するところとなつた (contingebat ad habendum) ‘Cruix [Croix] と呼ばれているある礼拝堂 (oratorium) を’ Ulassonico [Wassigny] ‘Vertino [Vertain?] ‘Santa’ Albunico’ Farinaria と呼ばれている所にある、その礼拝堂の付属物と共に、同 Hormungus 大修道院長 「『被

告〕は不正に略奪した (*reinebat iniuste*)、という理由で〔その礼拝堂と礼拝堂の付属物の〕返還請求をした。然して、同 *Hormungus*〔＝被告。テキストでは *Hormundus* になっている〕は直ぐに出頭して、*Hainoavio* (*Hainaut*) 地域圏 (*pagus*) にある、国庫に帰属する *Solemnium* (*Solesmes*)〔の地〕に建てられている同礼拝堂や同礼拝堂に帰属していることが明らかならその礼拝堂の付属物を不正に略奪してはいない、と答えた (*dedit in responsis*)。かゝり、*Hormungus*〔＝被告〕は、尊き人 *Rodbertus* は *Margilo* [*Marolles*] 修道院に建立されている聖 *Petrus* (*ステロ*) の聖所 (*casa*) に同礼拝堂をその礼拝堂の付属物と共に寄贈、寄進し、そしてそのあと故 *Chlothar* 国王は彼〔＝*Chlothar* 国王〕の国王確認ウワクンデによつて〔「まじ」で〕調べられる〔「尊き人 *Rodbertus* の〕この死後寄進ウワクンデを確認しており、こうしたことの故に、同礼拝堂を不正に略奪してはいない、と述べ、そして、かくして、*Hormungus*〔＝被告〕は直ぐに、自分の手元に所持している、と断言した〔「尊き人 *Rodbertus* の〕同死後寄進ウワクンデと同国王確認ウワクンデを、調べるために余に差し出した (*et postea Chlotharius quondam rex per suam confirmationem regalem inspecto ipso testamento confirmasset et ipsum oratorium cum suis adiacentis, et pro hoc ipsum oratorium non retineret iniuste, unde et in praesenti ipsum testamentum vel ipsas confirmationes regales, quas habere se prae manibus affirmabat, nobis profuit ad recensendum*)。しかし、先に名前の挙げられた *Fulradus* 大修道院長〔＝原告〕は、いま名前の挙げられた偉大な御方・故 *Childebert* 国王と故 *Chlothar* 国王のそれぞれの国王ウワクンデ (*praeceptiones*)、あるいは二人の国王がそれぞれその手で有効ならしめたそれぞれの確認ウワクンデ (*confirmationes*)、かゝりにまた、*Chillardus* 大修道院長〔＝原告 *Fulradus* 以前の大修道院長〕が故 *Dagobert* 国王の面前でか の 時 に (*illis temporibus*) 受け取った判決ウワクンデ (*iudicium evindicatum*) を直ぐに、読むために差し出した。さて、残されているかのそれぞれの国王ウワクンデ (*praeceptiones*)、そして確認ウワクンデ (*confirmatio*)、あるいは *Hormungus*〔＝被告〕が所持していると述べたか

の死後寄進ウワクンデについては、それらはかくの如く相互に食い違っているので、敬うべき人びと (boni homines) や立派な人びと (magnifici viri) と同じく、ま名前の挙げられた人びとがそれぞれの国王ウワクンデ (praeceptiones) は真正なものかを注意深く調べた結果 (tam per bonos homines et magnificos viros quam per iam dictas praeceptiones diligenter veritatem inquirentes) 余は、同 Hornungus [「被告」] の公正が非明白であるのを確認し (invenimus quod ibidem nulla iustitia ipsius Hornungi abbatis appareat) ．そして直ちに大修道院長 Fulradus [「原告」] の提出した複数の先の国王ウワクンデ (praeceptiones) を正当に認め (recognovit) したが、つ Hornungus [「被告」] は同国王ウワクンデに反して申し立てをしたりあるのは異議を唱えるべきでない (nihil potuit contra ipsas dicere aut opponere) ；また Hornungus [「被告」] が Crux [「Croix」] と呼ばれつつも同礼拝堂 (oratorium) をその礼拝堂の上記の付属物と共に、[「また」] 彼 [「被告 Hornungus」] の wadium を以て、同 Fulradus 大修道院長 [「原告」] に直ちに返還したことあるいは所有を回復させたこと、そして彼 [「被告 Hornungus」] の festuca (棒) を用いて完全にその [「礼拝堂やその付属物」] から立ち退いたことは明らかである (una cum suum wadium ipsi Fulrado abbati visus fuerit reddidisse vel revestisse, et per suam festucam se in omnibus exinde dixit esse exitum) ．それ故に、余は、余の偉大な紳士たちと共に、Hornungus [「被告」] は申し立てをしたりあるいは異議を唱えるという仕方先国王ウワクンデに反して決して振る舞えないし、また Hornungus [「被告」] は直ちにその [「被告 Hornungus」] と呼ばれている同礼拝堂やその付属物] から立ち退いたのであるから、Hornungus [「被告」] が余に調べるために提出した同死後寄進ウワクンデは永久にいかなる効果も与えられないし、効力が無く無効であり続ける、と判決を下すことを決定した (decrevimus iudicasse) ．然れば (Propterea) 余は、Fulradus 大修道院長 [「原告」] は、聖 Martinus を讃えるために建立され、Hainavio [「Hainaut」] 地域圏 (pagus) にある、国庫に帰属する Solemnium [「Solemes」] [「の地」] に建てられ

てくる、Crux [Croix] と呼ばれている同礼拝堂 (oratorium) を先に名前の挙げられた、同礼拝堂の付属物と共に Hornungus [「被告」] 大修道院長あるいは彼 [「被告 Hornungus」] の後継者たちに対抗して殉教者聖 Denis の側のために [「本判決に基づき」] いつまでも所有し、その所有権を防御する (habeat elidicatum) よう、そしてまたこののちいつまでも本礼拝堂とその付属物を原因とする予期せぬ訴訟が両当事者の間で起きぬよう (partibus sancti Dionisii martyris omni tempore habeat evindecatum atque elidicatum, et sit inter ipsos in postmodum ex hac re omni tempore sopita causatio) 命 <sup>ヒルデ</sup> <sup>デ</sup> <sup>リヒ</sup> (inbenus)。

最も輝かしい Childerich 国王の治世八年目八月十七日に授与された。

Winerrannus が命じられて確認した。

## 解説

【形式など】 試訳中で言及されている、Childbert (三世：在位六四九～七一年) のウワクンデは写しで伝えられてくる (Heidrich, S. 108)。

【宮宰】 (小) Pippin, <sup>クロー</sup> <sup>ナル</sup>

【国王】 Chlodar については、Chlothar 二世 (在位五八四～六二九／三〇年) あるいは四世 (在位七一七～七二八年) だとする説もあるが、Heidrich は三世 (在位六五七～六七二年) だと推測している (S. 10)。

この時の国王は、Childerich III. <sup>ヒル</sup> <sup>デ</sup> <sup>リヒ</sup> <sup>三世</sup>

【人名】 係争対象の元もとの所有者であった Rodbertus とは、Karl Martell の時代の、Maas 川の中部地域の伯かあるいは太公の Chrodebertus である、どういふ説がある (Heidrich, S. 108)。Maas 川 (フランス語では Meuse) は、フラン

ス北東部を源流としてベルギーを抜け、河口をオランダとする全長九〇〇kmほどの川である。その川の中流域地帯とはだいたいのあたりなのかを示すことはできないが、川沿いの地名でほぼ中央に位置しているのは、Sedan〔地図Ⅰ—13〕あたりである。Sedan は、パリから東北東へ二二〇kmほどの所にある。

【開廷地】 Atiniaco villa〔Atigny : 地図Ⅰ—2〕。Atigny は、パリから東北東へ一八〇kmほどの所にある。

【作成地】 Atiniaco villa〔Atigny〕。

【係争対象所在地】 係争対象であるCruix〔Croix〕礼拝堂 (oratorium) の所在地はSolemnium〔Solesmes : 地図Ⅰ—16〕。礼拝堂の付属物の所在地で地名の同定がきつくないのは、Uuassoniac〔Wassigny : 地図Ⅰ—21〕、Vertino〔Vertain ? : 地図Ⅰ—20〕。同定がきつくないのがSanta, Albuniaco, Farinaria, Solesmesは、パリから北東へ一七〇kmほどの所にある。Wassignyは、パリから東北東寄りへ一六〇kmほどの所にある。Vertainは、パリから北東へ一八〇kmほどの所にある。

Cruix〔Croix〕礼拝堂が建てられている地域圏はHainautだと書かれている。現在のベルギーにあるHainaut〔地図Ⅰ—6〕や今のフランスにあるUuassoniac〔Wassigny〕、Vertino〔Vertain?〕を含み東西に広がる地域であったと思われる。Hainautは、パリから北東へ二四〇kmほどの所にある。

被告HomungusはMariglo〔Marolles〕修道院の大修道院長である。その修道院があるMarolles〔地図Ⅰ—9〕は、パリから北東へ一八〇kmほどの所にある。

(9) Nr. 22〔75〕 (Original, 751 Juni 20, Atiniaco in palatio publico)

要約： 尊厳ある宮宰 (小) Pippin は、聖Denis修道院の大修道院長 Fulradus〔=原告〕と Sept-Meules 修道院

の女子大修道院長 Ragana のフオークト Legitemus〔＝被告〕との間の、Corberyの地をめぐる紛争に判決を下した。Fulradus〔＝原告〕は Chairebaldus とその妻 Aliberta の、聖 Denis 修道院〔＝原告側〕へのかかる財産の寄進に係るウフクンデ (testamentum : 死後寄進ウフクンデ) を提示した。Legitemus〔＝被告〕は、Sept-Meules 修道院にこの財産を寄進した Franca のウフクンデ (carta) を提示した。(小) Pippin と Legitemus〔＝被告〕は、聖 Denis に有利な結果になるかたきで、Fulradus〔＝原告〕が提示したウフクンデは真正なものであると認めた：Fulradus〔＝原告〕は wadium と festuca (棒) を以て財産を返還された。判決は、(小) Pippin とその誠実の士たちの Nibulhus、Dado、Diddo、Chagnericus、同く Braico、それに宮中伯代理の Wineram によつて下された。

Atiniaco [Artigny] の国王の館 七五一年六月二〇日

### 試訳

(C.) 尊き人である宮宰〔小〕 Pippin が、Atiniaco [Artigny] にある国王の館に (in palacio publico)、あふゆる訴えを聞きそして公正に審理をすることにより〔その訴えに〕決定を下すべく (ad universorum causas audientium vel recta iudicia temenandum) いる時、そこに、偉大な御方である聖 Denis の修道院であつて、気高き御方聖 Denis が遺骸でそこに安らひ給う修道院の大修道院長 Fulradus〔＝原告〕が来て、Legitemus〔＝被告〕とていう名前の、女子大修道院長 Ragana〔＝被告〕の防護職 (advocatus) を訴え、同 Ragana〔＝被告〕と Septemolas [Sept-Meules] にある、その Ragana〔＝被告〕の修道院の代理人たきは Tallau [Le Talou] 地域圏の中の Curbrus [Corbery] と呼ばれている地にある、聖 Denis の財産で、Chairebaldus とその妻 Aliberta が彼ら二人の死後寄進ウフクンデによつて聖 Denis の聖所に贈与したその財産を不法、不当に略奪した (ipsa Ragana vel agentis monasterii sui Septemolas res

santi Dionisii post se malo ordine retenebat iniuste in loco qui dicitur Curbricus in pago Tellau quem Chairibaldi et uxor sua Aliberta per eorum testamentum ad casa sancti Dionisii condonarunt.) という理由で返還請求をした (repetebat)。そこで、余は、本件訴訟につき、真実を明らかにするために、同財産が「何処かを經由すること無しに」直接に聖 Denis 修道院に來たのかを調べた。そして同 Legitemus (「被告」) は、聖 Denis (修道院) の同ウワクンデを反駁すべきであるいはそれに異議を申し立てるべきものを何ひとつ持つていなかった。そして、それ故に「Legitemus (「被告」) は直ちに「聖 Denis 修道院の」同ウワクンデは全ての点において真正のものであると表明し、そしてそのあや Legitemus (「被告」) は彼 (「被告」) の wadium を手渡すことにより Curbricus [Corbery] にある同財産につき聖 Denis 修道院の訴えに係り wadium を手渡すことにより Fulradus 大修道院長 (「原告」) に所有を回復させたことは明らかである、また、Legitemus (「被告」) は、彼 (「被告」) の festuca (棒) を用いて彼 (「被告」) の名においてまた同様に女子大修道院長 Ragana (「被告」) と同女子大修道院長の Septemolas [Sept-Meules] 修道院の代理人たちの名において (「係争対象財産」) から立ち退いた」と表明した (Unde et nos ac causa pro veretate inquestivimus quod ipsas ris per dicitum ad casa sancti Dionisii aderant; et ipsi Legitemus nulla habuit quod contra ipsa instrumenta sancti Dionisii dicere aut obponere dibuisit, unde et de presente ipsa strumenta in omnibus veraces esse dixit, et postea per suo uuadio ipso Fulrado abbati de ipsas res in Curborio per suo uuadio in causa sancti Dionisii visus fuit reuestisse et per suo fistugo sibi exinde dixit esse exitum tam pro se quam pro ipsius Raganam abbatissa vel agentis monasterii sui Septemolas.)。そのあと (Proinde) ‘余は、余の誠実の士たち、——それは Nibulfus ‘Dado ‘Diddo ‘Chagnericus ‘Braico として余の宮中伯に代わって出席してゐる) とが明らかである Uimeram あるいはその他の多くの者たちであるが——、それらの余の誠実の士たちと共に、Septemolas [Sept-Meules] 修道院の女子大修道院長



Ragana〔＝被告〕の防護職 (advocatus) の同 Legitemus〔＝被告〕は直ちに出庭したが、同 Ragana〔＝被告〕とその代理人たちがそのこの故に Curbrinus〔Corbery〕<sup>コルベリー</sup>にある聖 Denis〔<sup>ドミニ</sup>修道院の同財産を所有すべきなのだ、という根拠を何ひとつ示すことができなかった。それ故に Legitemus〔＝被告〕は直ぐに彼〔＝被告〕の wadiumを手渡すことにより同大修道院長 Fulradus〔＝原告〕に所有を回復させたことは明らかである。また Legitemus〔＝被告〕は彼〔＝被告〕の festuca(棒)を用いてその〔＝係争対象財産〕から立ち退いたと表明した、と判決を下した。然れば (Propterea) 本件訴訟がこのように行われあるいは為し終えられたからには、同 Fulradus 大修道院長〔＝原告〕や聖 Denisの聖所あるいは同 Fulradus 大修道院長〔＝原告〕の後継者たちは、Curbrinus〔Corbery〕<sup>コルベリー</sup>にある同財産を、Chairebaldusとその妻 Alibertaが彼ら二人のウワクンデによって〔そしてまた〕所有移転を行うことと聖 Denisの聖所に贈与した限りで、同 Ragana 女子大修道院長〔＝被告〕やその女子大修道院長 Ragana〔＝被告〕の Septemolas〔Sept-Meules〕<sup>セプテムール</sup>修道院の代理人たちに対抗して、また同 Legitemus〔＝被告〕やその後継者たちに対抗して〔本判決に基づき〕所有、その所有権を防御することとして両当事者の間でのこの本財産を原因とする予期せぬ訴訟がいつまでも起きぬように、余は命ずる (……) fuemus iudicasse ut dum ipsi Legitemo advocata Ragane abbatisa de monasterio Septemolas in presente adistabat, et nulla potuit tradere rationis per quid ipsas ris sancti Dionisii in Curborio ipsa Ragana aut agentis sui habere dibuissit et de presente Fulrado abbati exinde per suo unadio visus fuit revestisse et per suo fistugo sibi exinde dixit esse exitum. Propterea iobemus ut dum ac causa sic acta vel perpetrata fuit ipsi Fulradus abba vel casa sancti Dionisii seo successoris sui ipsas ris in Corborio de quantum quod Chairebaldus et coniux sua Aliberta per eorum instrumentum manus potestativas ad casa sancti Dionisii condonarunt contra ipsa Raganane abbatisa vel agentis monasterii sui Septemolas vel in contra ipsius Legitemo seo successoris eorum habiat evindicatas adque



eldiatar; et sic inter eos in postmodum ex ac re omneque tempore subita causacio.)

(C.) Uinermannus が確認し、署名した (S. R., N. T.) (S. I.)  
Childenich 国王の治世九年目六月二十日に授与された。

## 解説

【形式など】テキスト冒頭に略記号 (C.) がある( ) ことから、( ) に Christmas (すなわちキリストに呼びかけている) とを象徴的に表現する符合があることがわかる。略記号 (C.) があるのはこの Nr. 22 だけであり、ほかの四通には無い。テキストの下から二行目にも略記号 (C.) がある。ほかの四通には無い。

【宮宰】(小) Pippin.  
ピピン

【国王】Childenich III.  
キルデニッヒ三世

【開廷地】Atiniaco [Atigny : 地図1—2]。Atigny は、パリから東北東へ一八〇kmほどの所にある。

【作成地】Atiniaco [Atigny]。  
アティグニー

【係争対象所在地】Curbus [Corbery]。Corbery を地図上で確認できなかったが、Heidrich, s. 199 によれば Sept-Meules の近くであるから、Sept-Meules [地図1—14] を Corbery の代わりに地図上に示しておいた。  
セプトムール  
セプトムール  
セプトムール  
Sept-Meules は、パリから北北西へ一四〇kmほどの所にある。

(五) 散逸<sup>3</sup> Placita の概要

(一) Nr. 59 : 七〇九年頃

宮宰<sup>4</sup> Grimoald 二世は、裁判で争われていた、聖<sup>5</sup> Dionysius の祝祭の時の市に係る関税について聖<sup>6</sup> Denis 修道院にその帰属を認める判決を下した。被告は、宮宰<sup>7</sup> Grimoald 二世本人であったようである (Heidrich, S. 156)。

(二) Nr. 60 : 七〇〇—七〇九年頃

宮宰<sup>8</sup> Grimoald 二世は、Vernise 地域 (terminus) の Cadolaiico [Chalis] にある製粉所の帰属を聖<sup>9</sup> Denis 修道院に認める判決を下した。被告は、宮宰<sup>10</sup> Grimoald 二世の代理人たちである。宮宰<sup>11</sup> Grimoald 二世は裁判集会を召集し、自分〔= 宮宰<sup>12</sup> Grimoald 二世〕のものと Vernum villa に住む六人の者と聖<sup>13</sup> Denis 修道院のものと Vernum villa に住む六人の者との間、同製粉所は Latinico に帰属していた、と聖<sup>14</sup> Martinus 礼拝堂で宣誓をしなければならぬ、との判決を下した。宣誓聴取者の尊厳人 Rigofredus は宮宰<sup>15</sup> Grimoald 二世に、「二人の者たちは、同製粉所は Latinico に帰属していた、と宣誓をした」と証言をした。聖<sup>16</sup> Denis 修道院の代理人たちは、それによって聖<sup>17</sup> Denis 修道院が係争対象の製粉所の所有を認められる、Rigofredus により確認され宮宰<sup>18</sup> Grimoald 二世の指輪により押印されたウワク<sup>19</sup>ンデを手にした (Heidrich, S. 157)。

Kölzer 2 にみれば、地名の Cadolaiico は、Chalis だと考えられている。しかし、コミューヌ (commune) Fontaine-Chalais のあたりの Chalis なのか、それよりコミューヌ Thorigny-sur-Marne の Chalis なのかはわかっていない (S. 734)。前者はパリから東北東寄りへ 30 km ほどの所〔地図 II—40〕である。後者は、パリから北東へ 41 km ほどの所にある。前者は後者から少し北北西寄りへ 30 km ほどの所にある。

(3) Nr. 66 : 71111—71114 年

カールマルテル カールマルテル Karl Martell は、マルセイユ マルセイユ Marseille (地図 II—42) の聖 Victor 修道院に対して財産回復を認める判決を下した (Heidrich, S. 159)。マルセイユ マルセイユ Marseille は、パリから南南東寄りへ六三〇kmほどの所にある。

(4) Nr. 69 : castrum Zülpich 71113年7月—19日

カールマルテル カールマルテル Karl Martell は、聖 Wandrille の大修道院長 Benignus と伯 Bertharius との間の オスマン Osismise 地域圏 (pagus) にある Monticellos villa モンテロス をめぐる争いについて、Sens サンヌ [地図 II—43] の司教 Ebbo、ケルン Köln [地図 II—41] の司教 Haldoinus、トリアー Trier [地図 II—44] の司教 Milo、尊き人たち、そして伯 Teudericus、伯 Hrotgarus、伯 Anginulfus、伯 Haregarius と共に、聖 Wandrille 修道院勝訴の判決を下した (Heidrich, S. 160)。  
Sens サンヌ はパリから南東へ一〇〇kmほどの所であり、現在のドイツにある ケルン Köln はパリから東北東へ三九〇km、同じく現在のドイツにある トリアー Trier はパリから東北東へ三〇八kmほどの所にある。

### 三 国王 Placita との違

#### (一) 書式の違

拙稿「Placita について」の中で、国王ウワクンデの模範的書式と国王 プラキタ Placita の書式の比較をしておいた。では、本稿の対象である宮宰 プラキタ Placita と国王 プラキタ Placita とはどっちが違うのか。この違いを検討するために、拙稿「Placita について」の中の関連記述の必用部分を注で引用しておく。以下の記述中の、書式に係る用語の意味内容をこの引用文で確認して

もらうためである。ただし、引用文中の *Placitum* 試訳は、拙稿「国王 *Placita* にみる裁判」五九頁以下の試訳に差し替えている。書式の問題は、宮宰 *Placita* を含む全ての残存ウワクンデを視野に入れて、Heidrich-Urkunden (S. 36-39) で扱われている。

模範的書式は I Protokoll、II Text、III Eschatokoll に大きく区分され、その三つはそれぞれその中がさらに次のように小区分される。I : 1 Invocatio 2 Intitulatio mit Devotionsformel 3 Inscriptio mit Salutatio ; II : 1 Arenga 2 Pronulgatio 3 Narratio 4 Dispositio 5 Poenformel 6 Corroboratio ; III : 1 Subscriptio 2 Daterung 3 Apprecatio.

【I Protokoll】この小区分の諸項目との関係で、散逸した *Placita* を除く五通の宮宰 *Placita* をみると、Invocatio があるのは Nr. 22 の一通だけである。国王 *Placita* 二〇通中、Invocatio が無なのは二通 (Nr. 79, 187) だけである。Intitulatio は、宮宰 *Placita* にも国王 *Placita* にも全て存在している。Devotionsformel に相当すると思われる文言は国王 *Placita* には見当たらないが、宮宰 *Placita* には存在している。Nr. 16 の「主が統治の職を委ねし者」、Nr. 21 の「主が王国統治を委ねている者」がそれである。Inscriptio は双方の *Placita* に認められなう。

【II Text】Arenga があると考えることができる文言は、一通 (Nr. 21) の宮宰 *Placita* に認められる。その文言とは、以下である。「すべての訴訟 (cunctorum) につき審理をして、陳述や反論を通して当事者間でやり取りがなされ、そのことによって大いに理解を深め事件の難問を遠ざけることが行われ、そしてそこでは公正が極めて明るく輝き、その状況のもと合意の歩みが始まり、かくして良き判決が与えられるよう、注意深く調べをしなければならなう」。Arenga であると考ええることができるこのような文言は、国王 *Placita* には見当たらない。Arenga そのものではないがそれに重ねることができ、「決まり文句風導入句」は、双方の *Placita* に全て認めることができる。したがって、先の宮宰

Placitum Nr. 21には、Arenga であると考えられるものに加えて「決まり文句風導入句」が認められる、ということになる。

Promulgatio は、双方の Placita に見当たらない。Narratio であると考えることができる文言は、双方の Placita に存在する。Dispositio は、双方の Placita に認めることができる。違約した場合には「罰する」という意味合いの Poenformel は、双方の Placita に存在していない。ただ、宮宰 Placitum Nr. 16の次の文言は、Poenformel に類似していると言えるかもしれない。

然るにもし余〔＝被告〕の相続人たちや後位相続人 (proheres) たちの誰であれ、余〔＝被告 Karlmann〕のこの贈与ウワクンデ (donatio: Schenkungsurkunde, deed purporting a bestowal) に反して行動しようとする者が出てくるならば、余〔＝被告 Karlmann〕はその者に判決を下すことを余〔＝被告 Karlmann〕の後継者である統治者たちに委ねる (successorum nostrorum regibus eum iudicandum relinquimus)。

Corroboratio は、双方の Placita に存在していない。

【III Eschatokoll】 Subscriptio は、宮宰 Placitum Nr. 10にだけ無い。写本にされる過程での技術的なミスではないかと思われるが、その根拠を示すことは私にはできない。この Placitum を除く宮宰 Placita と国王 Placita の全てに、Subscriptio は存在している。ただし、国王 Placita における署名者はレフエレンダールの肩書を持つ者たちであったが、宮宰 Placita における署名者もそうであったのか、そしてまた、署名者はウワクンデに対してどのような責任を負う立場にあったのかについてははっきりしてゐない (Heinrich-Titulatur, S. 114)。

*Datierung* は双方の *Placita* に存在している。*Apprecatio* は全ての国王 *Placita* に存在している。しかし、宮宰 *Placita* については、それはどの *Placitum* にも存在していない。

以上の比較を通して特に目立つ違いの一つは、I Protokoll 中の *Invocatio* が、国王 *Placita* の場合には二〇通中二通 (Köler 1, Nr. 79, 187; 共にコピードで伝承) を除いて認められるのに、宮宰 *Placita* の場合、五通中一通にしか認められなことがである。*Invocatio* とは呼びかけとか祈りの意味で、ウワクンデの冒頭で、「全能の神とわれらが救世主イエス・キリストとの御名において」というように、神の名を呼んだり、神に呼びかけたりすることであるから、私は、*Invocatio* に相当するのは、*Placita* の一番最初にある装飾文字 (Monogramm)、すなわち古文書上の記号 C [Christmon の略字] で表記されている文字であると考えている。この文字はキリストに呼びかけていることを象徴的に表現する符号であり、豪華に装飾された独特の十字架が符号として使われる場合もある。

しかし、この違いを違いであると言いつけるには一つ問題がある。五通の宮宰 *Placita* の中で C の記号が唯一付けられつづる一通 (Nr. 22) は、Arnulfinger の全ウワクンデのうちオリジナルで伝承されているわずか二通のウワクンデの一通だからである。*Placita* ではないもう一通のオリジナル ウワクンデ (Nr. 23) にも、やはり C の記号が付けられる。

そうすると、オリジナルでない四通の宮宰 *Placita* に C の記号が付いていないのは、写本作者の何らかの考えによるもので、そもそも *Placita* には講学上 C の記号で表される装飾文字が存在していた、という推測も成り立つことになる。<sup>(12)</sup>

*Invocatio* に係る違い以外で目立つものは、もう一つある。それは、国王 *Placita* 全てにあった、III Eschatokoll: *Apprecatio* が見あたらないことである。*Apprecatio* とは、例えば「神の御名において、平安と祝福を、アーメン」の

ような文言で、<sup>ブラキタ</sup>Plactia などウワクンデの末文に置かれる挨拶のことである。この Apprecatio は、オリジナルで伝承されている三通にも存在していない。C 記号の付いていない、写本で伝承している先の三通の国王 <sup>ブラキタ</sup>Plactia (Kölzer 1, Nr. 79, 187) にも、短い「平安と祝福を (feliciter)」という挨拶が添えられている。すなわち、二〇通の残存国王 <sup>ブラキタ</sup>Plactia には全て Apprecatio が存在しているのである。<sup>(13)</sup>

ウワクンデは、古文書学上、公的なもの (公的ウワクンデ: die öffentliche Urkunden) と私的なもの (私的ウワクンデ: die Privaturkunden) とに大きく分類されている。公的ウワクンデに分類されるのは、国王、皇帝、教皇によって交付されたもので、それ以外は私的ウワクンデに分類されている。フランク時代の法律文例集は、私的ウワクンデのほとんどがいずこの地域圏 (<sup>ガウ</sup>Gau; pagus; locus) であれそのシンボルの場所で行われたあれこれの行為に関係していることから、ガウウワクンデ (Gauurkunden; chartae pagenses) と呼んでいられるようである。<sup>(14)</sup>

この分類に従えば、宮宰ウワクンデは私的ウワクンデの中に分類されることになるし、また、実際に、その形式からして、国王ウワクンデ以上にガウウワクンデに近いところに位置している、と言われていいる。しかしながら、その一方で、ウワクンデの最後に置かれている、国王ウワクンデと同様のウワクンデ確認署名などに着目するとき、単純にガウウワクンデだ、とは言い切れない面がある、とも言われている。<sup>(15)</sup> 国王 <sup>ブラキタ</sup>Plactia と宮宰 <sup>ブラキタ</sup>Plactia の先の比較から確実に言える双方の違いが Apprecatio の有無でしかないのは、あるいは、そのためなのであるか。

## (二) 決定的な違い

決定的な違いは、<sup>ブラキタ</sup>宮宰 Plactia には、「<sup>ブラキタ</sup>Palzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」が全く見あたらないことである。国王 <sup>ブラキタ</sup>Plactia の場合は、<sup>ブラキタ</sup>欠落の激しい四通の <sup>ブラキタ</sup>Plactia (Kölzer 1: Nr. 88, 93, 94, 95) と写本で伝承している Nr. 79 (Kölzer 1)

を除く一五通の*Placita*に<sup>ブラキタ<sup>17</sup></sup>、それが存在している。この違いから何がわかるのか。次章でこの点を考えたい。

#### 四 裁判のかたちと流れ

##### (一) 裁判のかたち

拙稿「国王*Placita*にみる裁判」では、Dieter Werkmüllerに従い、裁判のかたちを次のように区分した。(1) 一般的なかたち…①弁論を経て明確な判決 (*eindeutiges Urteil*) が下されるかたち。(2) 特徴的なかたち…①出廷すると約束を違えた者に係る不出廷裁判 (*Versäumnisverfahren*) ②召喚に一切応じない者に係る召喚不服従裁判 (*Ungehorsamsverfahren*) ③裁判に名を借りた権利確認行為である仮装裁判 (*Scheinprozeß*)。

裁判の一般的なかたちのもう一つとして、Dieter Werkmüllerは、「二者択一判決 (*zweizüngiges Urteil*)」を考えているが、拙稿「国王*Placita*にみる裁判」では、これは中間判決ではなく、裁判の一つのかたちとして独立して分類することには無理がある、という結論に行き着き、裁判の一般のかたちから除外した(八一〜八五頁)。

以上のことを前提にするならば、五通の宮宰*Placita*にみることもできる裁判のかたちは、全て、「弁論を経て明確な判決 (*eindeutiges Urteil*) が下されるかたち」である。

##### (二) 裁判の流れ

<sup>ブラキタ</sup>国王*Placita*における裁判の流れをここで整理しなおすと、それは次のようになる。



裁判の開始は訴えによる——審理が始まるが、その場に国王は臨席せず、宮中伯を含む陪席判決人たちによって審理が進められる。審理を統括するのは宮中伯で、審理の核心は証拠調べである。証拠調べが終わると、決定（＝判決）が陪席判決人たちによって出される——審理の統括者である宮中伯は、審理が規則に従って（斯く斯く云云）行われたことおよび陪席判決人たちによって下された決定（＝判決）内容を国王に証言する——国王は、陪席判決人たちの決定（＝判決）内容を国王による判決として宣告し、判決内容の遵守を当事者に命じる。当事者が審理の場に証拠を用意していない場合の判決内容は、証明方法を当事者に指示して次回開廷日への出廷を命じる中間判決が出される。中間判決は一般には「二枚舌判決」と呼ばれているが、私は「二者択一判決」と言うようにしている。

裁判のこの流れのうちの「宮中伯による国王への証言」、これが前節で言及した「Platzgrafenzeugnis（宮中伯の証言）」である。<sup>(19)</sup>五通の宮宰 Placita プラキタ に無いのはこの部分である。この点を前提にして、宮宰裁判の流れを整理すると次のようになる。

裁判の開始は訴えによる——審理は、宮宰と陪席判決人たちによって進められる。審理を統括するのは宮宰で、審理の核心は証拠調べである。証拠調べが終わると、決定（＝判決）が宮宰と陪席判決人たちによって出される——宮宰は、判決内容の遵守を当事者に命じる。<sup>(20)</sup>

### (三) 裁判の流れと Placita の文面

「Platzgrafenzeugnis（宮中伯の証言）」がある場合と無い場合で、ウワクンデの文面がどう変わるかを確認するために、

本稿注(11)に例示した*Kölzer I. Nr. Nr. 155*の該当箇所を試訳を以下に引用する。引用文中の余とは国王のことである。傍線は私の手による。

……。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人*Bertradius*が、本件訴訟はかように行われそして規則に従い調べられたことは明らかである、と証言した〔訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決することを決定した。……。

では、宮宰*Placita*の場合、このような「*Palzgrafenzengnis* (宮中伯の証言)」が書かれている、国王*Placita*の位置に、どのような文言が書かれているのか。それは、以下である。引用文中の余とは宮宰のことである。

〔*Nr. 10*〕……。そのあと、余は、偉大な人びとや余の誠実の士たちと共に……、〔被告側は〕……同プレカリアウワクンデに対して異議を唱えたり、申し立てをすることができ根拠を何も述べることができなかつたし・同*Uria*をそれが故に所有することができ根拠を何ひとつ述べることができなかつた・また同プレカリアウワクンデが真正であることを完全に認めたが故に……との判決を下したことは明らかである。……。

〔*Nr. 16*〕……。そのあと、余は……、いまだは本件訴訟がかように行われそして遂行されたことを認め・また当該死後寄進ウワクンデが真正なものであることを知ったが故に、余の誠実の士たち……と共に判決を下したことは明らかである。……。

〔*Nr. 18*〕……。そのあと、余は、余の誠実の士たちや……あるいはその他の多くの者たちと共に……〔原告は〕同

ウワクンデを真正なものとして認めたことは明らかであり・また余は同ウワクンデを真正なものであると確認したし・そして……〔原告は〕はそこ〔係争対象財産〕から立ち退いたが故に判決を下したことは明らかである。……。〔Nr. 21〕……。それ故に、余は、余の偉大な紳士たちと共に……〔被告〕は申し立てをしたりあるいは異議を唱えるという仕方では先国王ウワクンデに反して決して決して振る舞えないし・また……〔被告〕は直ちにそこから立ち退いたのであるから、……〔被告〕が余に調べるために提出した同死後寄進ウワクンデは永久にいかなる効果も与えられないし、効力が無く無効であり続ける、と判決を下すことを決定した。……。

〔Nr. 22〕……。そのあと、余は、余の誠実の士たち……と共に……〔被告側〕は直ちに出庭したが、〔被告〕……たちがそのことの故に……聖 <sup>ドゥニ</sup> Dais 修道院の同財産を所有すべきなのだ、という根拠を何ひとつ示すことができなかった・それ故に……〔被告〕は直ちに〔被告〕の wadium を手渡すことにより……〔原告〕に所有を回復させたことは明らかである・また〔被告〕は〔被告〕の festuca (棒) を用いてそこから立ち退いたと表明した、と判決を下した。……。

国王 <sup>プラキタ</sup> Plactia の文面は、国王が法廷の場に行かないこと窺わせる表現になっている。そして、宮宰 <sup>プラキタ</sup> Plactia の文面は、宮宰が法廷の場において審理を自ら統括していることを窺わせる表現になっている。

#### (四) その他

五通の宮宰 <sup>プラキタ</sup> Plactia を見ていて興味を引かれた点が二つある。一つはすでに引用済みであるが、<sup>ニ</sup> <sup>ニ</sup> が、以下のよう裁判の理念を述べていることである。「すべての訴訟 (unctorum) につき審理をして、陳述や反論を通して当事

者間でやり取りがなされ・そのことによつて大いに理解を深め事件の難問を遠ざけることが行われ、そしてそこでは公正が極めて明るく輝き、その状況のもと合意の歩みが始まり・かくして良き判決が与えられるよう、注意深く調べをしなければならぬ」。

Nr. 16には、以下の記述がある。「公正 (iusticia) が合致しない判決 (sententia) がいずれか一方の当事者に有利に与えられることが無いように、審理を通して (examinatione) あらゆる訴訟を人念に調べねばならない」。

興味を引かれたことのもう一つは、同じくNr. 21が、証拠調べの様子を、国王 *Piacia* を含むほかの *Placium* よりも詳しく伝えていることである。この事件で原告、被告双方が提出したウワクンデは、双方合わせて少なくとも四通である。国王 *Childebert* のもの、国王 *Chlothar* のもの、国王 *Dagobert* のもの、そして係争財産の元もとの所有者の手に成るもの、である。国王 *Dagobert* のウワクンデは判決ウワクンデ (*iudicium evindicatum*) であり、他の国王のそれは当事者の権利を国王が確認したことを記した確認ウワクンデである。元もとの所有者のそれは死後寄進ウワクンデである。

そして、両当事者の提出したこれらのウワクンデの記載が「相互に食い違っているので、敬うべき人びとや立派な人びと、同じくいま名前の挙げられた人びとがそれぞれの国王ウワクンデは真正なものかを注意深く調べた結果、余は、同 *Hormungus* 「Ⅱ被告」の公正が非明白であることを確認し・そして直ちに大修道院長 *Furadus* 「Ⅱ原告」の提出した複数の先の国王ウワクンデを正当と認めた」と書かれている。真正なウワクンデか否かの判断基準が一つでも例示されていれば、とのぜいたくな思いが頭をよぎったが、しかし、それでも、読み手に臨場感をもたせる記述になっていることは間違いない。

## 五 前作「メロヴィング時代の国王Placitaにみる裁判のかたち」補足

### (一) 「Platzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」のソム

発表済みの拙稿「メロヴィング時代の国王Placitaにみる裁判のかたち」が検討対象にした国王Placitaは二〇通である。しかし、そのうち四通は欠落が多いので、考察の対象から除外した。残る一六通のうち、国王Placitaにみる裁判の流れをまとめるために使用したのは一五通である。使わなかった一通はNr. 79である。使用対象から外したのは、当該Placitumには「Platzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」が無かったからである。その点の断りを、この前作において明記しなかったことは、私の不注意であった。

問題のNr. 79が関係する国王はSigbert III.<sup>三</sup>である。そして、本国王Placitum Nr. 79に見る裁判の流れは先に整理した、宮宰Placitaのそれに重なる(本稿四〇—四一頁)。

Nr. 79は現在のドイツ地域のもの(残りの一五通は現在のフランス地域のもの)であり、一二世紀の手写本の中に収められていた写しで、Kölzer Iによれば、二〇通のPlacita中の最古のものである。時間的に古い順番から言うと、この写しのとくに、欠落が激しいために考察から除外した四通のPlacitaが続ぎ、そして、そのあとに「Platzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」のある一五通のPlacitaが続く。

「Platzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」の有無は何を意味しているのであろうか。この問いに答えるための材料はいまの私にはなう。ソムで「Platzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」の有無で、どこに違いが出てくるかを理論的に考えてみた。「Platzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」が在る場合について言えることは、国王の出廷、すなわち親臨法廷がそもそも最初から予定されていない、ということである。うがった言い方をすれば、裁判長であり、出廷する当然の権

限を持つ国王を法廷から排除できる裁判の仕組みが公然と考え出された、ということになり、普通の言い方をすれば、国王が出廷しなくてもよい仕組みが作りだされた、ということになる。

では、「Pfalzgrafenzeugnis (宮中伯の証言)」が無い事例の場合には、国王は必ず出廷していたのか。否むしろ出廷しなければならなかったのか。問題の Nr. 79 に関係する国王は Sigibert III. シギベルト三世 である。そして、Nr. 79 を素直に読む限り、Sigibert III. は出廷し、審理を統括したように書かれている。しかし、Sigibert III. は、シギベルト三世 この Placitum が作成された時点では一〇〜一二歳くらいである。そこで、ケルンの司教 Kunibert が後見役をしていた。推測の域を出ないのであるが、Sigibert III. は出廷していなかったのではないか。しかし、もし出廷していまい、ということになれば、Nr. 79 の文面は実態と合わないことになる。

文面と実態とのこのような不一致が常態化することは好ましいことではない。そこで、文面と実態を合わせる必要がある、という判断が、然るべきところで、もしなされたとすれば、「Pfalzgrafenzeugnis (宮中伯の証言)」を介在させることはその問題を解決するための実に有効な手立てになる。訴訟当事者を含め多くの人びとが参加する法廷の場、原則と実態との不一致をあからさまにさせずに済むからである。

E. Meyer は、六世紀以降の国王は通常未成年だったこと、したがって国王が裁判長だというのは名目的でしかなかったこと、しかしながら陪席判決人による決定 (≡判決) は国王の宣告 (Willenserklärung) によってしか法的に有効にはならないこと、そしてこのことが法廷と国王の間をつなぐ絆 (Bindeglied) になっていることなどについて言及している。<sup>(22)</sup>

この絆を目に見える形にしたのが、「Pfalzgrafenzeugnis (宮中伯の証言)」ではなかったのか。「Pfalzgrafenzeugnis」プラキトゥムの無き Placitum Nr. 79 は、それが在る Placita プラキタ よりも時代的に先行していることや、Sigibert III. シギベルト三世 からメロヴィング朝最

後の国王 Childerich III. ヒルデリヒ三世 までのおよそ一二〇年間は、国王が未成年であるか否かを問わず、「名ばかりの国王」たちが続いていることは、この推測を後押ししてくれるのではないか。そして、もしこの推測が成り立つならば、*Plactum Nr. 79*は「*Platzgrafenzugnis*」の無き *Placta* の時代からそれが在る *Placta* の時代への転換点に位置する *Plactum* ではないのか、という推測をさらに重ねることが可能になるように、私は思う。

(二) 宮宰は実際に出廷していたのか

宮宰 *Placta* フラキタ を読む限り、宮宰は実際には出廷していなかった、と明確に言える材料は何も無い。Heinrich も、宮宰が裁判に関与していることははっきりとわかる、と述べている (S. 23)。

しかし、以上のことはウワクンデの文面を読む限りではそう言える、というだけのことであって、実際に常に出廷していた、と断定できる材料は無い。現に、拙稿「国王 *Placta* にみる裁判」中の「宮宰のもとの裁判」に触れた事例（一〇五頁以下）では、宮宰が臨席している様子は無い。もっとも、この事例は、そもそもが国王の法廷で開始された仮装裁判で、被告側の立場に置かれていること知った宮宰が裁判を自分の下に移管させて事の真偽を確かめ、その上で再び国王の法廷に裁判を戻している特殊な事例である。本稿で紹介した散逸（宮宰）*Plactum Nr. 60*は、この仮装裁判の流れの中の一コマ、すなわち宮宰が裁判を移管させたあとの経過に触れたものである。

ただ、いずれにしても、確実に言えることは、誰はばかることなく宮宰が出廷しなくてもよい仕組みにはなっていない、ということである。したがって、国王 *Placta* フラキタ における *Plalz*（宮中伯）のように、宮宰に代わって裁判を統括する者も存在していない。「*Plalzgrafenzugnis*（宮中伯の証言）」に相当するものが宮宰裁判の流れの中にはそもそも存在する余地は無いのである。

## 六、*Placita*の用語法について

*Placita*はウワクンデを分類するための一つの柱を総括的に表現した、古文書字上の用語である。私は、*Placita*という用語をこの意味で使うことに慎重でありたい、と思うようになってきている。理由の一つは、*Placita*という用語が、「はじめに」で触れたような、「判決を含んでいるウワクンデ」「訴訟の全経過を書き記す方式での、国王裁判所の判決〔書〕」の意味では文書の中で使われていないからである。それだけではなく、どのような種類のウワクンデであれウワクンデそれ自体を意味する用語としても登場してこない。また、国王という用語と規則的に連動して、*Placita*は使われていない。現在まで確認できた *Placita* (単数形では *Placitum*) の史料上の意味を順不同で並べると以下である。<sup>(23)</sup>

出廷義務、裁判会議、裁判集会、会議、集会、司教会議、契約、訴訟契約、契約により合意された期日、個別の裁判  
(= 公判) 期日、裁判期日までの期間。

このように、*Placita* (*Placitum*) は、あれこれの史料の中のそれぞれの場合で特定の意味を込めて使われている重要な用語の一つである。そうした用語を、その用語の意味内容とは無関係な場面で使用するのには、読み手、特に専門分野を異にする読み手を惑わせることになるのではないか。直訳語で言えば「不当にも (*zu Unrecht*)」メロヴィング時代の国王裁判ウワクンデは *Placita* と表記されている、<sup>(24)</sup> という指摘もある。

「判決〔書〕」をウワクンデの分類項目の一つとして立て、それに言葉を当てるのであれば、史料の中で実際に使われている一般的な用語、例えば *iudicium* や *iudicium evindicatum* [= *evindicatum*] を採用するのがよい、<sup>(25)</sup> と思う。そして、



その上で、*iudicium* や *iudicium evindicatum* (= *evindicatum*) には、国王に関係したものの (*regis iudicium*) や、宮宰司教に關係したものなどがあり、表現形式としては、「訴訟の全経過を書き記している」ものもあるし、「*Pfalzgrafenzugnis* (宮中伯の証言)」を記載しているものもある、というように、いくつかの基準で小分けしていくのが、関係ウワクンデを先入観無しに整理することにつながるのではないであろうか。

先入観という言葉をいま使用したが、*Pacta* という用語を使うことに慎重でありたい、と思うようになったもう一つの理由は、先入観に關係している。Andrea Stiefdorf は、Zum “*Verschwinden*” der herrscherlichen *Pacta* am Beginn des 9. Jahrhunderts という、私が全面的に依拠している論文を執筆している。また、この著者は、これも私が全面的に依拠している極めて価値の高い史料集 *Kölzer 1*, *Kölzer 2* の編集に関与している。その Stiefdorf が、九世紀の初めに「*Pacta* が『姿を消した (*Verschwinden*)』』と、この言い方をしているのである。*Pacta* の意味は、広義では「判決を含んでいるウワクンデ」、狭義では「訴訟の全経過を書き記す方式での、国王裁判所の判決〔書〕」であるから、広義、狭義の意味での「判決〔書〕」が「姿を消した」と、Stiefdorf は述べているのであろうか。それともウワクンデ分類名の一つである *Pacta* が姿を消した、と言いたいのか。

誤読していることを恐れずに言えば、Stiefdorf が「姿を消した」と考えているのは、「*Pfalzgrafenzugnis* (宮中伯の証言)」もしくはこの「*Pfalzgrafenzugnis* (宮中伯の証言)」に象徴される「名ばかりの国王」である。つまり、Stiefdorf は、その用語法それ自体にそもそも疑問が出されている *Pacta* に、さらに、「虚飾の王権」という特別な意味をすべり込ませている。言い方を変えれば、九世紀における、権威づけられた強い王権の復活という特別の意味を持ち込んでいる。私は、現時点では、このように理解している。

私は、遠くない先に、Stiefdorf のこの論文を導きの糸にして、Stiefdorf が考えているのであろう「*Verschwinden*」

の問題をテーマにしたいと考えているし、*Shieldorff*の見解にはいまのところ全く異存はない。私がこだわっているのは、論文タイトルにおける *Plactia*<sup>ブラキタ</sup> という用語の使用法である。

私は、*Shieldorff* の論文タイトルを初めて目にした時、古文書学上の用語 *Plactia*<sup>ブラキタ</sup> には、やがてはその「姿を消してしまふ」特別な意味や定型の表現形式があり、したがってその意味や表現形式を探り出すこと<sup>ブラキタ</sup>で *Plactia* に固有のイメージを描き出すことができる、<sup>ブラキタ</sup> と思ひ込んでしまった。もちろん、この思ひ込みの真の原因は私の不勉強である。そして、その不勉強から学んだのは、史料の中で明確な意味を持つて使われている用語は史料上のその意味に即して使うべきだし、それが生き残ってくれている史料に対する敬意の表し方ではないか、ということである。

## 七 *Gerichtsurkunde* をどう訳すか

私は、本稿でも、訳語を与えることなく、ウワクンデ (*Urkunde*) という語を多用している。ウワクンデは、多くの語を一語で言い表している包括的な用語である。そのような用語にただ一つの訳語を当てるのがためらわれるからである。例えば、*Hilfswörterbuch für Historiker* によれば、<sup>(26)</sup> 次の全てがそれぞれウワクンデである。Brief, Feste, Handfeste, Präzept, auctoritas, breve, carta, dictamen, diploma, epistola, gesta, instrumentum, libellus, liber, liber testamenti, manus, munimen, notitia, pagina, praeceptio, praeceptum, bōc. の引用に続いて次の説明がある。ウワクンデとは、「法的な性格をもつ事柄の何らかの意思表示に係る、あれこれの一定の書式を備えた、成文の証明書 (schriftliches, in bestimmten Formen gehaltenes Zeugnis über eine Willensäußerung rechtlicher Natur)」。——*xviii*。ウワクンデは、法廷への何らかの意思表示 (Willenserklärung) を意味しているし、また、……。ならば、Brief から

böcまでの全てに「証明書」あるいは「証書」という訳語を与えたり添えたりすればいいのか。

H. Bresslau は、ウワクンデを次のように分類している。<sup>(27)</sup>

Gerichtsurkunde および「何らかの情報を伝達することだけを目的にしている、法的効果を生じさせる意思表示を行う」ことを意図していない Brief」を除外すると、「メロヴィング朝、カロリング朝、ザクセン朝、ザリエル朝の諸王〔五世紀末から一二世紀半ば〕や南部イタリアのノルマン朝の諸君主〔一一世紀末以降〕の諸ウワクンデは、我われが Diplome もしくは Präzepte と Mandate とに分類している、大きなグループに分かれる」。

その分類の基準は以下である。「国王ウワクンデにおいてなされている命令（処分： Verfügung）は永続的な価値を主張しているのかそれとも一時的な価値を主張しているのかである。すなわち、その命令（処分）は何らかの法律関係——その法律関係の証明のために常に当該 Diplom を引き合いに出すことができる——、そうした法律関係を作り出すとしていいのか、それとも、一度なされたならば、その後は二度と当該 Mandat に立ち戻る必要がない措置なのかである。換言すれば、Diplom は法律関係設定（dispositive）ウワクンデであると共に証明（証拠： Beweis）ウワクンデであるが、Mandat は主には法律関係設定ウワクンデではない。すなわち、Diplom は何らかの法律行為を命令し且つ証言するのに対して、Mandat は何はさて置きあれこれの統治目的に役立っているのである」。

H. Bresslau に于ては、Mandat は単に法律関係設定ウワクンデでしかなく、証明（証拠： Beweis）ウワクンデではない。そうすると、Mandat というウワクンデは「証明書」「証書」の意味合いを持つていないことになる。もうしそ  
うであるとすれば、Mandat を指図「書」と訳すことはできても指図「証書」と訳すことはためらわれてしまふ。<sup>(28)</sup> それ

に対して、*Diplome (Präzepte)* というウワクンデは、法律関係設定「証書」兼証明（＝証拠）「証書」という訳語になるのか。

ウワクンデにただ一つの訳語を与えた場合、ウワクンデに包摂されるそれぞれの語のもつニュアンスを消してしまうことになるのではないか。これもまたウワクンデに訳語を付けることをためらわしている理由である。

私は、このような理由から、*Gerichtsurkunde* にも「裁判ウワクンデ」という訳語を当ててきた。しかしこれはまったく内容の無い訳語である。そこで、本稿では、せめて、この *Gerichtsurkunde* に仮訳を付けてみたいと思うようになった。拙稿「国王 *Placita* について」を読んで下さった二人の方からウワクンデという語に着目したコメントをいただいたのが、その動機である。お一人は交告尚史氏（東京大学・行政法）で、スウェーデン語に *urkunde* という語があること、日常語としての意味は *document* で、法律用語としては *munimento* であることを知らせて下さった。もうお一人は三井誠氏（現在は同志社大学司法研究科／法科大学院教授。刑事訴訟法）で、次の記述の中の、「裁判ウワクンデ」と「裁判文書」の使い分けに目をとめられた。

拙稿「かたち」〔西洋中世初期の裁判のかたち<sup>20)</sup>〕で、「裁判ウワクンデ」と「裁判文書」の使い方について、前者を、「裁判終了後に手交された、法廷に証拠として提出できる、証明力を持つ判決書とでも言うべき、より専門的な意味」を持たせて使用し、後者を、「何であれ裁判に関係した文書というような幅広い意味」を持たせて使用する、と断り書きをした。本稿も、この区別を踏襲している。

私は、*Gerichtsurkunde* を、「判決証書」と仮訳することにする。すでにほかの方がこの訳語を使われているかもし

れないので、「判決証書」という訳語を借用したい、という言い方をするのが適切かとも思う。

「裁判」を「判決」にしたのは、前近代において「裁判」という語をどのような意味で使用したらいいのかを考えていた時、論文「カルロ・シゴニオ『民事裁判について』覚書——一六世紀人文主義者によるローマ民事裁判素描」が紹介している、シゴニオの次の見解とそれに対する著者（田中実）の解説に出会ったからである。

「裁判とは『法を宣言する政務官であれその政務官によって任命された審判人であれ彼らが法に従って下した判断』である」。

田中は、引用文中の「判断」に、「裁定 (decreta) つまり判決 (sententiae) である」という解説を付けている。<sup>(36)</sup>

H. Bresslau は、先の紹介から明らかのように、「Gerichtsurkunde」を「Diplome (Präzепte) や Mandat」とは異なるウワクンデとして位置づけている。<sup>(37)</sup>したがって「H. Bresslau は「Gerichtsurkunde」を権利設定「ウワクンデ」とも証明（証拠）「ウワクンデ」とも考えていないようである。私も、「判決〔書〕」、「判決書とでもいうべき」という言い方をこれまでしてきた。

しかし、ここで、「書」ではなくて「証書」にしたのは、拙稿「国王 Placita について」の中で、ローマの「皇帝答書」との比較で述べた、私の次の考えに引き付けてのことである。「裁判ウワクンデである Placita は証明手段の一つであり、勝訴者に手交され、勝訴者の手元で保管され、必要な場所に保管者によって提出される」(三八四頁)。

Placita が「証明手段」であることを端的に示しているのは、仮装裁判の事例である。仮装裁判は、将来の紛争に備えた権利確認行為と言えるもので、したがって、Placita は将来の紛争に備えた「証拠物」、すなわち権利確認「証書」

という性格をもつ。

そして、この「権利確認」証書としての性格を、仮装裁判以外の裁判のPactaも全て有している、と、私は考えている。本稿で試訳したPactaと同様に、このPactaもだいたい、その最後のところで、勝訴者の権利、権限の一つを列挙して確認すると共に、敗訴者に対しては、勝訴者のそれらの権利を尊重し、二度と争いを起こしてはならない、と命じているからである。また、必要が生じた場合には、敗訴者が勝訴者の権利、権限の保証人になることを義務づけている。そして、いざ裁判となった時に、持っているなら真つ先に提出されるものの一つがPactaである。

確かに、裁判は、一般的に、贈与や契約によってある当事者がある財産の新しい所有権者になる、というような権利関係新設行為ではないが、しかし、少なくともメロヴィング時代のPactaには証明手段としての役割は期待されている。私はそう考えている。

以上が、今回、「裁判ウワクンデ」という訳語をやめて「判決証書」と仮訳することにした根拠である。

## 八 おわりに

Pactaという文字がタイトルに入る論文のこれが最後である。関係史料と向き合うことを基本にして、これまで、作業を続けてきた。そのために、先行研究を探索し網羅的に目を通すことをしていない。したがって、本来であれば、教えを受けて注記すべきほとんどの著書、論文を無視する結果になっている。新しい学説を知らずに、古い学説のままになっているところも多くあると思う。試訳には、誤訳も多々あると思う。ご教示、ご批判を乞いたい。

本稿は、深田三徳先生に捧げられる。深田先生とのおつきあいは、四〇年ほどにおよぶ。その最後の八年、法科大学

院で共に時間を刻んだこの八年のなかで、先生の真価（高潔な人格と深く広い学識、そして同志社を愛する強い心）を知ることができた。ますますのご健勝とご活躍をお祈りしたい。

三井誠先生も、二〇一二年三月で法科大学院を退職される。「今まで見ていたのは夢のための夢だ。男六〇を過ぎてこれからみる夢こそが本当の夢」（私の履歴書——松本幸四郎「日本経済新聞二〇一一年二月五日」というセリフがある。見果てぬ夢を追い続けられる先生に、私はたくさんのことを学ばせていただいた。ますますのご健勝とご活躍をお祈りしたい。

感謝を込めて：Prof. Dr. Gerhard Köbler, Prof. Dr. Andreas Meyer, Prof. Dr. Heinrich Menkhans, Prof. Dr. Hans K. Schulze, Prof. Dr. Wolfgang Sellert, 先生 Herr Michael Lübke.

- (1) Lexikon, Bd. VIII, s. 559S 項目 Terry; ibid., Bd. VI, s. 2167-2168S 項目 Pippin II.
- (2) Karl Martell については、Karl der Große (カール大帝) など考へる説もある。dtv-Lexikon, Bd. 10, München 1976, S. 68.
- (3) ちなみに Arnulfringer / Pippinden の全てが宮宰ではなかったし、ウワクンデ中でのように呼ばれたいまいなう。
- (4) 拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」一〇頁（同志社法学三三七号、二〇〇九年）。
- (5) 前掲「西洋中世初期の裁判のかたち」一一頁。
- (6) 防護職という訳語は、Fr.オリヴィエ・マルタン、塙浩訳『フランス法制史概説』一三七頁（創文社、昭和六一年）から借用した。ミッタイスは、弁護人という訳語を与えている（一三四頁）。
- (7) 以下は、前掲「西洋中世初期の裁判のかたち」六〇頁注(26)の説明。「boni homines = Personen, die die Voraussetzungen dafür erfüllen, als Zeugen oder Beisitzer eines Gerichts zu fungieren (法廷における証人としてあるいは審判人としての役割を果たすための前提条件を満たす人びと)」。訳文中の「審判人」であるが、この間の論文では、「陪席判決人」と訳している。magistra 直は「偉き人びと」と訳すべきかもしれないが、oplenantes を「偉き者たち」と訳しているので「立派な人びと」と訳すことにした。
- (8) 本稿三八頁。

(9) 拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」四二—四三頁(同志社法学三三七号、二〇〇九年)では、傍線を引いた *Inquestimus* に「尋問した」という訳語を与えているが、ここでは「調べる」と訳している。意味内容に幅のある「調べる」という用語の方が他の *Placitum* との関係でも訳語として適切であると考えたからである。そしてまた、「調べる」方法の一つが「尋問する」である、とも考えている。

(10) この散逸 *Placita* に係る記録は、拙稿「国王 *Placita* にみる裁判」で試訳した *Placitum* (Nr. 157) の中にもある(六七頁以下)。

(11) 【国王ウフクンデの模範的書式】(Clavis Medievialis, hrsg. von Otto Meyer, 1966)によれば、国王ウフクンデの模範的書式は、以下のように大きく二つの構成に分かれ、また各構成はさらにいくつかの小構成に分かれる<sup>27</sup>とごう。I Protokoll : I Invocatio 2 Initulatio mit Devotionsformel 3 Inscriptio mit Salutatio : II Text : I Avenga 2 Promulgatio 3 Narratio 4 Dispositio 5 Poenformel 6 Corroboratio : III Eschatokoll : I Subscriptio 2 Datierung 3 Approbatio.

Protokoll は首部の定式文の「*Invocatio* は呼びかけとか祈りの意味で、ウフクンデの冒頭で、「全能の神とわれらが救世主イエス・キリストとの御名において」というように、神の名を呼んだり、神に呼びかけたりすること。装飾文字 (Monogramm) が使われたりする。Initulatio は「ウフクンデ交付者である国王の名前や国王という肩書きなどを書くこと」である。Devotionsformel の *Devotion* とは敬虔とか帰依、謙讓の意味があり、Formel はフォームである。「神の恩寵による御加護を得て王たるロタール」という表現を例にとれば、Initulatio は「王たるロタール」であり、その *Initulatio* が伴っている *Devotion* フォームは「神の恩寵による御加護を得て」である。Inscriptio とはウフクンデの宛先である人や組織の名前や肩書きをあげること。その際、*Salutatio* (挨拶) が添えられることが多い。したがって *Inscriptio* mit *Salutatio* とは、挨拶を添えて、宛先である人や組織の名前や肩書きを明示することである。

Text とは本文のことである。Avenga とは修辭の意味合いを持つ、いろいろなスタイルでの書き始めのこと(「*Text*」では、例えば「神を敬う、正義と理性にかなしい心をもって、朕が神の僕たちの願いを了とするならば、主から神の恵みを受けるものと朕は信ずる」というように、国王であることへの責務や統治者としての理念などに関連づけながら、ウフクンデを交付する意義、一般的理由が語られる。Promulgatio は、「現在および将来の聖なる神の教会のすべてのキリスト教徒ならびにすべての朕の臣下に対して(「コレコレノコトガ」)知らしめられる (notum sit)」というように、「コレコレノコト」をしたのでそのことを「公に知らせる」という、通常は「notum sit」で括られる言い回しで「この言い回しが Avenga に続く。そしてその「notum sit」とごう動詞のあとに、「コレコレノコト」が長々と続く。この「コレコレノコト」の前半が Narratio であり、「*Text*」ウフクンデを作成・交付することになった事情が例えは次のように説明される。「いとも尊き聖ガレン修道院長 Engilbert は、教父にして大司教である敬うべき *Engelbert* とそれ以外の朕の王国の貴顕の士たちの仲立ちによって、国王でありまた皇帝でもあった朕の祖先たちから、修道士たちと聖ガレン修道院



とに交付されたウワクンデならばに勅命を、朕の確認ウワクンデによりあらためて確認してほしいと嘆願した。その嘆願を受けて、国王がしたことの自身が「コレコロノコト」の後半にあたる Dispositio で、ウワクンデの中核部分を構成する。「朕は Engilbat 修道院長の願いに快く承認を与え併せて祖先たちが修道院に認めしインムニテートを吟味した。かくしてこれまでに作成されたウワクンデ本文がその該当するくだりに明記しているとおりのインムニテートを、聖ガレン修道院が保持する」とを命じ且つ決定する。「以下略」が Dispositio の一例である。「コレコロノコト」のあとには、国王のこの決定を侵害した場合には罰するという警告文が書かれる。それが Poentformel である。これに続く Carnoboratio は、ウワクンデの信頼性を将来に亘って保証するための記述のことである。「而して、このウワクンデが神の御名において完全な確実を得、聖なる教会のキリスト教徒と朕の臣下とによって、より真正なものと信ぜられ、より注意深く保管されるよう、このウワクンデに朕の印章を押しせしむるものなり」。

Eschatokoll は尾部の定式文である。Subscriptio は署名、Datierung は年月日、Apprecatio は末文の挨拶で、例えば、「神の御名において、平安と祝福を、アーメン」である（三五〇―三五二頁）。

【国王 Pactia の書式】 メロヴィング時代代の国王 Pactum は二〇通残されている。そのうちオリジナルは一六通である。ウワクンデの模範的書式の Protokoll のうちの Invocatio については、二〇通中一八通に Christon があり、一通にだけ Invocatio がなく、Intitulatio については、二〇通とも国王とどう肩書を付て国王名がある。また、二〇通とも v. in. を伴っているが、Devotionsformel を伴っていない。Inscriptio は認められない。v. in. については、それを vir inluster と解説するかそれとも viribus inlustris と解説するかで、見解が分れている。前者、つまり主格であれば、「尊き人」と訳読でき、後者、つまり与格であれば、「尊き人々に」とどう訳読になる。Heinrich は、宮宰 Pactia に関係して全て前者で理解している。Text 中の Avenaga はなごが、Bergnam は、「決まり文句風導入句 (Fornelhafter Einleitungsatz)」をそれに重ねている。後掲の試訳で言えば、「余が神の御名において Grisdacuo (Grety-en-Ponthieu) にある余の宮廷に余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きまた公正に審理することによりその訴えに決定を下すべくこの時……」の部分である。Promulgatio はない。Narratio は、後掲試訳で言えば、「高貴な人で聖職者の Audoinus (＝原告) が来て Leodefrid という名前の者 (＝被告) を訴えた際、……と申し立て、そして……」から「……と直ぐに自白した」までの裁判の経過を記述している箇所だ、と考えることが可能である。すなわち、法的紛争に関係した訴えが原告によってなされ、被告が応訴し、そして審理が行われる、その一連の経過を記録した部分である。Dispositio は、Bergnam に倣えば、「allgemeine Dispositio (一般的 Dispositio)」に「specielle Dispositio (具体的 Dispositio)」に分かれ、その間に、「Präzisionszeugnis (宮中伯の証言)」が入る。「一般的 Dispositio」後掲試訳で言えば、「Narratio の最後の文言「……直ぐに自白した」に続く箇所の中の「そのあと、余は、余の偉大な紳士たち (proceribus) と共に……判決するメロヴィング時代の宮宰 Pactia にみる裁判のかたち

(decreuisse) ことを決定した (constitit) の部分であり、この文言中の「……」に当たる箇所、すなわち「余の宮中伯である、尊き人 Bertholdus が、本件訴訟はかように行われ、そして規則に従い調べられたことは明らかである」と証言した (testimoniarie) 「訴訟の結果を (余に) 再現した」如くが「Palatrafenzengnis (宮中伯の証言)」の箇所である。「具体的 Dispositio」は、「一般的 Dispositio」の文言の最後の「判決することを決定した」に続く「すなわち」から「余は命ずる」までの箇所である。Bergmann は、この「具体的 Dispositio」を、「判決が決定した一つ一つの事項を挙げて、この国王命令 (Das königliche Gebot, das die einzelnen Urteilsbestimmungen nennt)」と呼び、Poenforner Corroboratio は、

Eschatkoll による Subscriptio 4 Referendar によるその代理人の署名、日付、およびその Daterung であり、Apprecatio は「幸あれ (felicitat)」「幸あれ、アーメン (felicitat, amen)」「神の御名におまつ、幸あれ (in Dei nomine felicitat)」の語句が二〇通の Placia に存在している (三六一—三三二頁)。

【例示した試訳】 Nr. 155 [53] (original, 709 April 8) の試訳

(G; N; T) xxx フランク人の王 Childobert v. inl. xxx

余が神の御名におまつて Grsciaco (クレシマコフンヘン) にある余の宮廷に余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きまた公正に審理する) とにより「その訴えに」決定を下すべくいる時、高貴な人で聖職者の Audomus (＝原告) が来て Leodefrid という名前の者 (＝被告) を訴えた際、Audomus (＝原告) は「それぞれ」Telao (Le Talou) 地域圏 (pagus) にある Childraeacas と呼ばれている所とそれに加えて Taxmedas と Leodefrid (＝被告) の父の故 Godfridus、同じく母の故 Raganbertha の側から遺産として相続することにより Leodefrid (＝被告) の所有に帰した二箇所のマンスとを、自分 (＝原告) がお金を渡し、売却ウワクンデ (inditio) によつて「原告」自身のために買入れた、と申し立て、そして、その売却ウワクンデを、読むために直ぐに差し出した。同売却ウワクンデは読まれた。然して、同 Leodefrid (＝被告) がそこに直ぐに出頭した際、Leodefrid (＝被告) は、Telao (Le Talou) という先に名の挙げられた地域圏 (pagus) に「それぞれ」ある Childraeacas とそれに加えて Taxmedas と同じ先に名の挙げられた所の、Leodefrid (＝被告) の父 Godfridus、同じく母 Raganbertha の側から遺産として相続することにより Leodefrid (＝被告) の所有に帰した二箇所のマンスとを聖職者の Audomus (＝原告) に売却したか、あるいはこの二つでお金を受け取ったか、あるいは売却ウワクンデに引きそれを自ら作成し、宣誓して保証することを願うか、あるいは Leodefrid (＝被告) は自分のマンスと Audomus (＝原告) の保証人であったか、と質問された。それ故に、Leodefrid (＝被告) は、Telao (Le Talou) と同じ先に名の挙げられた地域圏 (pagus) に「それぞれ」ある Childraeacas とそれに加えて Taxmedas と同じ先に名の挙げられた所の、Leodefrid (＝被告) の父の故 Godfridus、同じく母の故

Ragamberta の側から遺産として相続することにより Leodefrid (＝被告) の所有に帰した二箇所のマンスとを同 Andoinus (＝原告) に売却し・そのことでお金を受け取り・また売却ウワクンデにつきそれを作成し、宣誓して保証することを願い・そしてこのウワド Andoinus (＝原告) に対して自ら保証人を引き受けた、と直ぐに自白した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 Beroldus が、本件訴訟はかように行われそして規則に従い調べられたことは明らかである、と証言した (testimonare) (＝訴訟の結果を「余に」再現した) 如く判決する (decrevisse) ことを決定した (constitit) され故に、先の Andoinus (＝原告) は、Telao (Le Talou) という先に名の挙げられた地域 (pagus) に「それぞれ」ある、Chudraeacas とそれに加えて Taxmetas という先に名の挙げられた所の、Leodefrid (＝被告) の父の故 Godfridus、同じく母の故 Ragamberta の側から遺産として相続することにより Leodefrid (＝被告) の所有に帰した二箇所のマンスとを、あちこちの屋敷地 (mansis)「あちこちの土地 (terris)」「あちこちの住居 (domus)」「あちこちのその他の建物 (aedificis)」「ペンキゴアたち「家畜」(peculias)」「生計維持や安全確保の」助けとなるあれこれの物、あちこちの森、あちこちの牧草地、あちこちの牧場、あちこちの水源 (aqua)、「河川湖沼等」水のあるあちこちの所 (aquarius)、「あちこちの川 (decursio)」「あれこれの動産や不動産 (mobilis et immobilis)」「あちこちの耕作地やあちこちの未耕作地 (cultus et incultus) と共に、何一つ欠けることなく、全て、まるごと、何であれ先に二箇所のマンスと、アロート (de aote) として、あるいは買入れにより、あるいは何らかの方法での獲得によりその Leodefrid (＝被告) によつて所有されあるいは支配されていた物を、聖職者である先の Andoinus (＝原告) は、調べられた (inspecta) 売却ウワクンデに基づき、先の Leodefrid (＝被告) あるいはその相続人たちに対抗して、その売却ウワクンデによつて示されている如く、「本判決に基づき」ウワドのちごじも所有し (habiat evindegas)「その所有権を防御する (habiat vindicatus) よう、そして、また、このあと、聖職者である同 Andoinus (＝原告) に必要が生じた場合には、先の Leodefrid (＝被告) あるいはその相続人たちは保証人として (in autoritate) 何人に対しても Andoinus (＝原告) を防御する」ことに努めるよう、余は命ずる (obohimus)。

(C) Blatchar (ius) が確認した (S. R., N. T.)

(S. I.) 312-314

余の治世の十五年目、四月八日に作成したものが授けられた、Orscaeco (Orsey-en-Ponthieu) に、神の御名において、幸あれ。

(12) C 記号が付いていない二通の国王 Placita Nr. 79, 157 もオリジナルではなくて写本である。

(13) これとは別のことで違いがあるのか否かが確認できないものがある。それは、Placita の一行目に置かれる宮宰の肩書と宮宰の個人名が Elongata で書かれている (in Elongata) のか否か、という点である。Elongata は文書作成に際して使用される書体の一つであり、文字の上や下の部分を長く伸ばして書いたり、行間を大きく空けるなど空間を広く取って書くなどのスタイルを特徴にしている。荘重な感じをもたせるための書体のようである。

メロヴィング時代の宮宰 Placita にみる裁判のかたち

同志社法学 六四卷三号

五九 (五三五)

メロヴィング時代<sup>1</sup>の宮宰<sup>Placita</sup>にみる裁判のかたち

同志社法学 六四卷三号

六〇(五三六)

ある。国王<sup>Placita</sup>の場合、C記号が付いていない。本文で言及したNr. 79<sup>2</sup>、それにNr. 187(いずれも写本)と欠落が激しい二通(Nr. 88, 93)を除く<sup>3</sup> PlacitaはElongataで書かれていた。

(14) Monumenta Germaniae Historica, Legum sectio V, Formulae Merowingici et Karolini aevi, hrsg. von Karl Zeunzer, 1886.

(15) Harry Bresslau, Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien, Bd. 1, 1969, S. 3. 岡崎教「文書形式学」高山博、池上俊一編『西洋中世学入門』六五頁(東京大学出版会、二〇〇五年)は、「今日では、公証人文書を代表とする、私人間の私的な法行為の特殊な管理文書を『私文書』(acte privé)として一括するほかは、王・皇帝、教皇、司教、諸侯、修道院、領主、都市など、発給者別の類型を設けることが普通である」と述べている。

(16) Harry Bresslau, a. a. O., S. 370. Heinrich von 宮宰<sup>Placita</sup>と私的<sup>Placita</sup>との関係性を強調している(S. 31 ff.)。"Privatkunden", in Claviss Medaevialis, S. 195ff. 前注(9)の岡崎「文書形式学」は「Placita」を参考としている。

(17) Közler I: Nr. 103, 126, 135, 136, 137, 141, 143, 149, 153, 155, 156, 157, 158, 167, 187.

(18) 宮中伯の証言は書記局(Kanzlei)におおって行われたとらうのがHeinrich Brunnerの見解であるが、R. Heubnerはこの見解を批判して、宮中伯の証言が国王に対して行われたと考えられている。Heubnerの見解を支持している。

(19) 「Platzgrafenzengnis(宮中伯の証言)」は国王<sup>Placita</sup>における裁判のきわだった特徴であるから、拙稿「国王<sup>Placita</sup>にみる裁判」一〇〇頁以下に詳しく触れた。

(20) ただし、宮宰<sup>Placita</sup> Nr. 106の文面には、「命じる」という文言が無い。表現スタイルの違いでしかないのか、実質的に何か違いがあるのか、今のはわからない。

(21) 拙稿「国王<sup>Placita</sup>にみる裁判」一二頁。

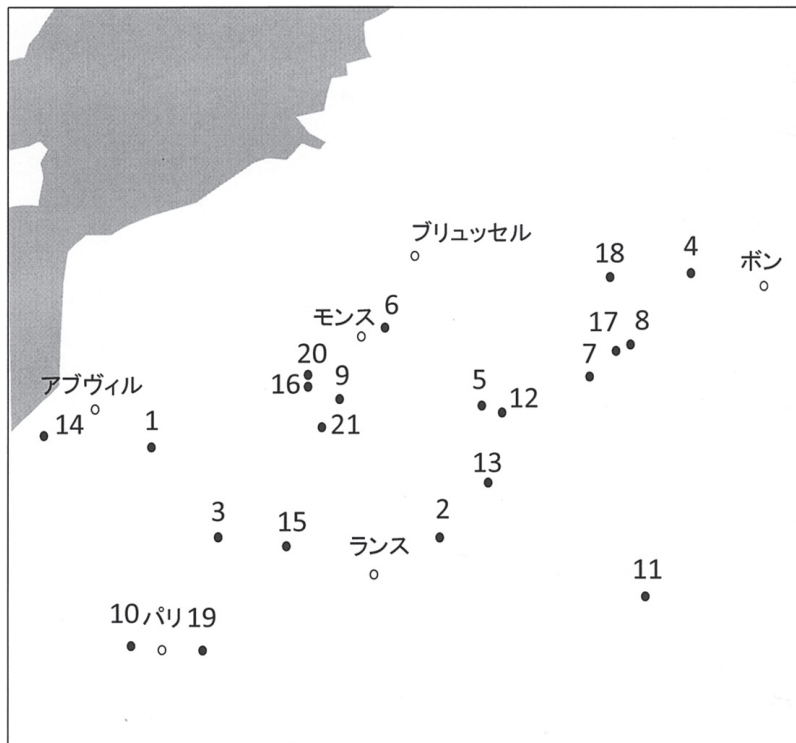
(22) E. Meyer, Die Platzgrafen der Merovinger und Karolinger, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung, Bd. 42, 1921, S. 401. Heinrich-Triulatur, S. 115.

(23) 拙稿「国王<sup>Placita</sup>について」三四四頁以下。拙稿「グレゴリウス『歴史十卷』の中の紛争と紛争解決の仕方」同志社法学三五四号(二〇一二年)八七頁注(21)(23)。ただし、J. Weitzelによれば(拙稿「国王<sup>Placita</sup>について」三四五頁)、フランク王国が崩壊したあとの時代になって、国王裁判手続を記録したワクンデがPlacitaと呼ばれるようになるというのである。

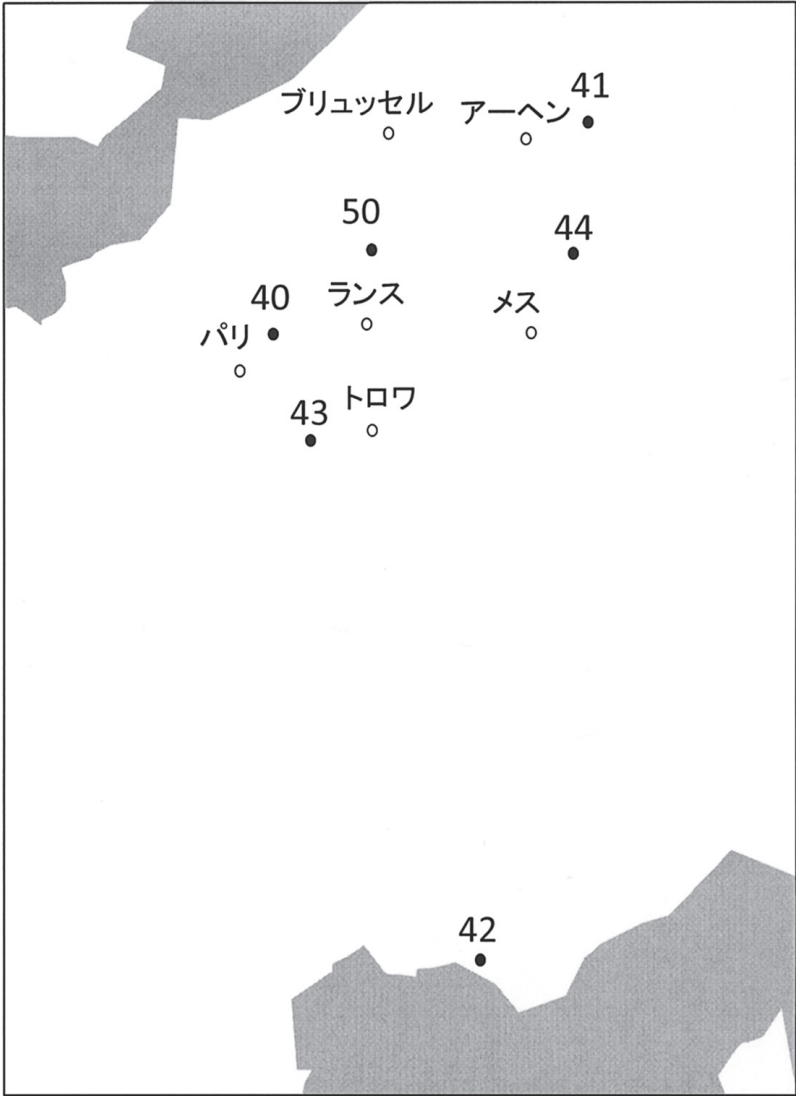
(24) Werner Bergmann, Untersuchungen zu den Gerichtskunden der Merowingerzeit, in: Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und

Wappenkunde, begründet durch Edmund E. Stengel, herausgegeben von W. Hehnemeyer und K. Jordan, 22. Band, 1976, S. 2. 拙稿「国王 Præcia に  
ついて」三四五頁の)の点に触れているが、これに関連した注(8)で入れるべき肝心の頁数が抜けていた。それがこのS. 2にある。

- (25) 拙稿「国王 Præcia について」三四五頁以下。
- (26) Hilfswörterbuch für Historiker, Bd. 2, S. 632.
- (27) 以下の引用はすべて注(15)の Bresslau, a. a. O., S. 53-55.
- (28) 「指図」の訳語は、注(6)の稿訳『フランス法制史概説』七二四頁から借用している。
- (29) 注(4)の拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」。
- (30) 法政研究七〇巻四号平成一六年一二〇八—一二〇九頁。
- (31) しかし、Hilfswörterbuch für Historiker (1. Bd., S. 150) は、Diplom S. 中に Gerichtsakunde である国王 Præcia を加えている。
- (32) 仮装裁判については、拙稿「国王 Præcia にみる裁判」八八頁以下。



地図 I 〔宮宰 Placita 関係地名〕



地図Ⅱ 〔散逸 Placita 関係地名〕

カール大帝の版図



地図Ⅲ [アウストラシア、ネウストリア、ブルグントなど]

出典：ヨーロッパ中世研究会編『西洋中世史料集』東京大学出版会、2000年、405頁

メロヴィング時代宮宰Merovingianにみる裁判のかたち

同志社法学 六四卷三号

六四 (五四〇)



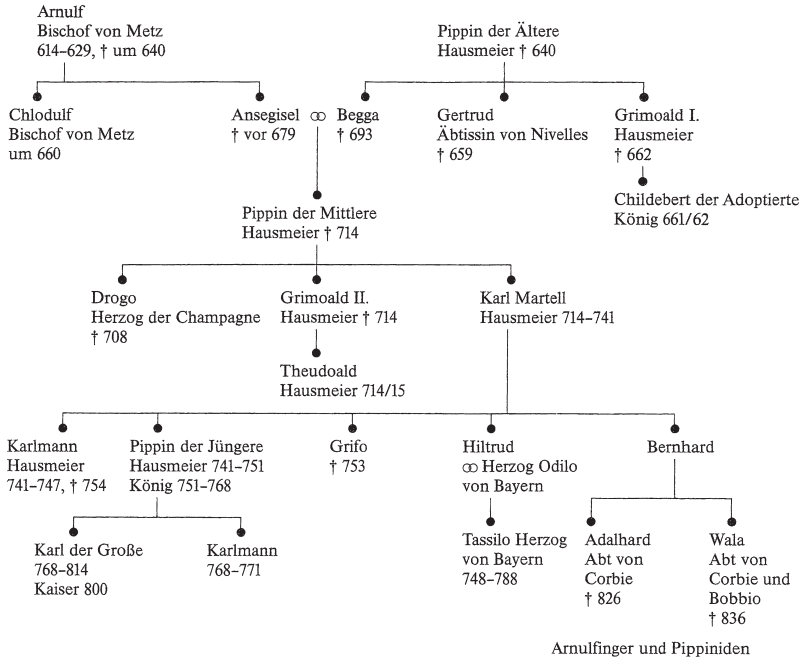


図1 [Arnulfinger und Pippiniden]

出典：Hans K. Schulze, Das Reich und die Deutschen, 1987, S. 91.

